

武器輸出三原則を考える

青井未帆[†]

目次

はじめに	1
一 安全保障目的の輸出管理	3
1 国際輸出管理レジーム	3
2 わが国の輸出管理の仕組み	7
まとめ	20
二 武器輸出三原則	21
1 歴史的展開	21
2 禁輸政策のありよう	36
まとめ	43
三 冷戦終焉後の変化の中で	44
1 武器の国際共同研究開発	44
2 汎用品規制問題	55
まとめ	63
おわりに	63

はじめに

2004年12月10日、新防衛大綱が閣議決定されたのにあわせて、細川博之官房長官談話によって、ミサイル防衛（以下、「MD」とする）に関する共同開発・生産などが武器輸出三原則の例外とされた。日米間での防衛装備及び技術協力にブレーキをかけてきたのが、武器の輸出を原則として禁ずる武器

[†] 信州大学経済学部講師（憲法学）。

輸出三原則をはじめとした、わが国の厳しい輸出管理のありようであった。今回はMDに限る例外化で決着がつけられたのであり全面的な政策転換ではないものの、狙いは武器共同開発にあるため、今後も更なる緩和の圧力が加えられることは間違いない。

しかし、そのような圧力に対し、「三原則は国是である」として墨守を唱えるだけで良いのだろうか。現在では、軍事用途にも民生用途にも用いられる「汎用品」の輸出をどのようにして管理するかという、三原則の「外側」に位置する問題の重要性が益々大きくなってきている。軍事技術の程度が図抜けて高く、これが民生へスピノフしていた時代は終わり、分野によっては軍用技術と先端民生技術との垣根は非常に低くなっているのである。最近でも国際原子力機関（IAEA）がリビアでの査察の際に、核兵器開発に用いられる日本製の三次元測定機を発見したことが明るみにでた（2004年9月）。これは2002年に日本からマレーシアに輸出されたものだという¹。本製品はリビアなどの大量破壊兵器開発懸念国への輸出が禁止されているが、仕向地のマレーシアの企業からリビアへと移転されたと見られている。

国際的にも汎用品規制問題は、大量破壊兵器等が拡散するのを防ぐ目的からも喫緊の課題と目されており、さまざまな取り組みが模索されているところである²。管理品目を国際的に決定し国内の輸出管理体制により実施する仕組みの、国際組織による輸出管理の試み（国際輸出管理レジーム）はその一つである。

このような状況の中で、武器輸出三原則はどの程度の有効性を保っていると言えるのだろうか。本稿はそのような問題意識から、わが国が展開させてきた武器禁輸政策を、輸出管理（export control）という背景の中で捉え直して（一）、担ってきた意味を確認し（二）、現代的状況における限界と意義について考察するものである（三）。

¹ 朝日新聞2004年10月14日。

² 2004年4月に採択された国連安保理決議1540は、テロ集団に大量破壊兵器に関する技術が渡らないよう、加盟国全てに厳しい輸出管理体制を求めており、注目される。

一 安全保障目的の輸出管理

1 国際輸出管理レジーム

わが国の輸出管理の仕組みを概観するに必要な限りで、最初に国際的な輸出管理のレジームを扱う。

輸出管理とは軍備の国家間移転の管理を意味する³。安全保障にとって軍備は必要不可欠と考えられてきているため、国家の保有する軍備へ制限を加えることは難題であり続けてきた。特に通常兵器については、国家固有の自衛権を行使する手段として考えられてきており、軍縮対象として真剣に認識されはじめたのは、冷戦が終り1990年の湾岸戦争を経てからである⁴。一方、軍備の国家間移転については、何かしらの制限を加えられているのが通常である。なぜならば軍備の移転は、外交交渉における交渉力確保をはじめとして、紛争抑止、経済的な目的や防衛力確保など、様々な動機のコンビネーションで行われるため⁵、国家や国際組織による管理の必要性が存在してきたからである⁶。特に冷戦の終焉や湾岸戦争の経験、そして軍事技術を取り巻く環境の変化により、近年は冷戦下から機能を始めていた国際的な輸出管理

³ 武器貿易による移転だけではなく、贈与や借款による武器移転も含む。なお、軍備の輸出管理につき、浅田正彦編『兵器の拡散防止と輸出管理—制度と実践』（有信堂、2004年）は、「日本で最初の本格的な輸出管理の概説書を目指したもの（同書iii頁）」であり、各種国際輸出管理レジームや、主要国における実践について説明がなされており、最も網羅的である。

⁴ 冷戦下においては、通常兵器に関して言えば東側陣営の方が圧倒的優位に立っていたため、均衡達成のために西側陣営には増強が求められていたほどである。堂之脇光郎「日本のイニシアチブでできた通常兵器の管理制度」外交フォーラム96号58頁（1996年）58頁。大量破壊兵器について不拡散が広く受け入れられているのに比べ、通常兵器削減をめぐる状況の遅れは対照的である。

⁵ Michael Brzoska & Frederic S. Pearson, *Arms and Warfare Escalation, De-escalation, and Negotiation* (1994) 1-2, Ron Smith & Bernard Udis, *New Challenges to Arms Export Control, in ARMS TRADE, SECURITY AND CONFLICT* 96 (Paul Levine & Ron Smith ed., 2003), 村山裕三「米国防衛産業の軍民転換と冷戦後の武器輸出市場」国際政治108号（『武器移転の研究』）27頁（1995年）28-29頁、「武器輸出」『平凡社大百科事典』（木村修三執筆）（平凡社、1984年）1017-1018頁。

⁶ T. サンドラー・K. ハートレー（深谷庄一監訳）『防衛の経済学』（日本評論社、1999年）275頁。

レジームの重要性が増している⁷。

現在存在する国際輸出管理レジームは、(イ)核兵器の不拡散についての原子力供給国グループ (NSG : Nuclear Suppliers Group)⁸, (ロ)化学・生物兵器関連物資・技術の移転規制についてのオーストラリア・グループ (AG : Australia Group)⁹, (ハ)ミサイル技術管理についてのミサイル技術管理レジーム (MTCR : Missile Technology Control Regime : MTCR)¹⁰, そして(ニ)通常兵器および汎用品・技術の移転管理についてのワッセナー・アレンジメント (WA : The Wassenaar Arrangement on Export Controls for Conventional Arms and Dual-Use Goods and Technologies)¹¹である。いずれも法的拘束力のない紳士協定にとどまっており、基本的に加盟国全ての合意によるコンセンサス・ベースで合意内容が決定される。またその実施は加盟国の輸出管理の仕組みに委ねられている。本稿は、これらが戦略的な性格を有するものの、同時に「武力によらない平和」を志向する平和主義的な性格をも合わせ持つことに注目したい。

まず戦略的な性格について確認しよう。国際的な大量破壊兵器等の不拡散の枠組みは、それぞれの分野で主に二段構えとなっていて、すべての国が対象で法的拘束力を有する条約と、製造技術や能力を有する先進供給国の集まりで法的な拘束力を有しない国際組織である輸出管理レジームとがある¹²。核兵器不拡散条約 (NPT)¹³や、化学兵器禁止条約 (CWC)¹⁴, 生物兵器禁

⁷ 佐藤丙午「ココムからワッセナーへ ―不拡散輸出管理はなぜ生まれたか―」一橋論叢 123巻1号114頁 (2000年) 119頁。

⁸ パート1は1978年設立, パート2は1992年設立。

⁹ 1985年設立。

¹⁰ 1987年設立。

¹¹ 1996年設立。

¹² ただしミサイル分野には条約はまだ存在していない。「弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範 (2002年立ち上げ。HCOC)」は法的拘束力を有しない政治的規範である。なお、本文には挙げていないが、「拡散阻止構想 (PSI : Proliferation Security Initiative)」という新たな不拡散の試みが現在展開途中である。

¹³ 1970年3月発効。

¹⁴ 1997年4月発効。

止条約 (BWC)¹⁵, そして特定通常兵器使用禁止制限条約 (CCW)¹⁶などの条約の締約国がそれぞれ, 189カ国, 162カ国, 145カ国, そして94カ国であるのに対し, NSGの加盟国が44カ国, AG, MRCR, そしてWAの加盟国が33カ国である。

すなわち輸出管理レジームは先進供給国という同盟国ないしは名目上の同盟国間での合意に基づく貿易管理である。これは武器供給国側が被供給国への輸出禁止を取決める意味において, セレクティブである。被供給国へ武器や武器技術の流入を制限することにより現状の優位を固定化させる働きをするという者もある¹⁷。

さらに先進供給国の集まりという点には, もう一つ重要な性格が加えられなくてはならない。「アメリカ主導」という性格である。アメリカの国家戦略に合致しているからこそ, 不完全ながらも制度が破綻することなく発展を遂げつつある点には留意すべきであろう。2001年9月11日の同時多発テロ後, アメリカは国家戦略として「拡散阻止政策」と「先制攻撃ドクトリン」を鮮明にしており¹⁸, 不拡散型の輸出管理レジームもまた, アメリカの世界戦略の一環としての性格を有している¹⁹。とするとここで, これらと旧ココム (CoCom : Coordinating Committee for Multilateral Export Control) との類似性について指摘しておく必要があるだろう。1994年に解散されたココムは, アメリカ主導で西側陣営が結束して同盟国間では積極的に武器移転を行いながら, 国内軍需産業の武器販売による利益を犠牲にしてでも, 先端武

¹⁵ 1975年3月発効。

¹⁶ 1983年12月発効。

¹⁷ SIPRI YEARBOOK 1995 ARMAMENTS, DISARMAMENT AND INTERNATIONAL SECURITY (2004) 622—633頁に, 輸出管理に関する見解がまとめられている。

¹⁸ 2002年9月17日「合衆国の国家安全保障戦略 (The National Security Strategy of the United States)」, 2002年12月「大量破壊兵器と戦うための国家戦略 (National Strategy to Combat Weapons of Mass Destruction)」。URL<<http://www.whitehouse.gov/nsc/>>で入手可能である。

¹⁹ ちなみに(注12)で挙げたPSIは, 2003年にブッシュ米大統領が打ち出した構想であり, より一段とアメリカ色が強い取り組みである。

器技術が東側陣営に渡ることを防いで軍事的優位を維持しようとした、戦略的な輸出管理レジームであった。コムについては、わが国の輸出管理体制に極めて大きな影響を与えたことから後で述べる（2(1)①）。

このように輸出管理レジームが、様々な思惑の絡んだ国際政治における、戦略的な側面を有する国際的な仕組みであることを確認した上で、本稿ではこれらが有する平和主義的な側面を強調したい。軍備は国家の安全保障にとって不可欠と目されてきたが、過剰な軍備蓄積は安全保障環境を悪化させることも夙に指摘されてきている。そして湾岸戦争はこの点について国際社会に深い反省を促したものであった。冷戦が緩んで積極的に販路が中東に求められた背景もあり²⁰、1984年から88年までの5年間の間に、イラクへは中東全体の武器輸入の三分の一の武器が流入した²¹。

安全保障に必要とされる以上の武器・技術が湾岸地域に蓄積されたことが、同地域を不安定にして紛争を誘発したとの認識は、国際的な軍備の輸出管理進展に大きな影響を与えた。この側面で軍備の輸出管理は、国際社会における軍縮や軍備管理といった、平和主義的な意味合いを多かれ少なかれ有する軍備削減にかかわる取り組みと、並べて語ることができるだろう。

平和主義的な側面を有することの一つの例として、WAの設立目的に注目したい。目的は二つ掲げられている。一つは、「通常兵器及び関連汎用品・技術の移転に関する透明性の増大及び、より責任ある管理を促進することにより、それらの過度の蓄積を防止し、地域及び国際社会の安全保障と安定に寄与する」ことであり、もう一つは「グローバルなテロとの闘いの一環として、テロリストグループ等による通常兵器及び機微な関連汎用品・技術

²⁰ 冷戦が緩んできたところに NATO と旧ワルシャワ条約機構は相次いで軍縮したが（欧州通常戦力条約（CFE）（1990年））、防衛関連企業が過剰能力を抱えることになり、その余波として中東に販路が求められた。

²¹ 中東各国の1973年から1988年にかけての武器輸入の推移を示すグラフが、神余隆博「通常兵器移転国連登録制度に関する国連総会（上）日本のイニシアチブはどのように実を結んだか ―その経緯、意義及び評価」月刊国連1991年12月号2頁（1991年）8頁に載っている。

の取得を防止する」ことである²²。前者には透明性を高めて紛争を予防しようという軍縮・軍備管理的な観点、換言すれば平和主義的な観点が見出せる。

国家の自衛権行使手段と考えられてきた通常兵器の領域において、このような軍備制限の国際的な協調枠組みが機能を始めていることは、注目に値する。さらに、WAは高度通常兵器だけではなく、小型武器（SALW）や携帯式地对空ミサイル（MANPADS）を含む、全ての通常兵器を対象とする国際枠組みへと発展しつつある²³。これはレジームの持つ規範性を例証する重要な展開といえるだろう。WAだけに限らず、輸出管理は平和主義的な側面を有しており、そうだからこそ国際世論を味方としている。

国際輸出管理の取り組みについては、「大量破壊兵器に使われる技術の流れを完全にコントロールすることはきわめて難しいのが現実²⁴」として、その困難性が指摘されている。また合意に反した行動があった場合の対処方法をレジーム自体は持っていないため、不拡散の実効性を担保できないなどの脆弱性が指摘されている²⁵。国際的な平和が実現されるまでの道筋は平坦とは言えないが、日本国憲法が理想とする「武力によらない平和」と通じる、この平和主義的側面の更なる展開を期待したい。

2 わが国の輸出管理の仕組み

戦後のわが国の輸出管理の仕組みの実態は、一言でいえば外国為替及び外国貿易管理法（昭和24年法228号）（以下、「外為法」とする）によるコム規制の国内実施であり、国際輸出管理レジームにおける合意内容の国内実施である。これだけを見れば、他の先進諸国と変わりはない。しかし、日本の輸出管理が独特なのは、これに禁輸政策が加えられて展開してきたところに

²² WAのInitial Elements「I目的」。URL<http://www.wassenaar.org/2003Plenary/initial_elements2003.htm>で入手可能である。

²³ 前掲WAサイトでこれらに関する原則も入手可能である。

²⁴ 浅田編前掲書（注3）11頁（村山裕三執筆「序章 輸出管理の役割と課題」）。

²⁵ 浅田編前掲書（注3）122—124頁（山本武彦執筆「第4章 通常兵器関連の輸出管理レジーム」）。

ある。ココム下で同盟国間では積極的に武器移転をしていたことに照らせば、わが国のありようの特殊さは際立つ。

禁輸政策の歴史的な展開については二に譲り、ここではこれを輸出管理の仕組みの中で捉える。

(1) 輸出管理の仕組み

① ココム規制と外為法

ココムはわが国の輸出管理に非常に大きな影響を及ぼしたため、若干の説明をしておく。

これはアメリカによって共産諸国「封じ込め」の目的で1949年11月に秘密裏に発足され、1994年3月末に発展的に解散された冷戦型の対共産圏輸出管理レジームである²⁶。冷戦下に、NATOや日米安保体制といった「表」の軍事安全保障レジームを「裏」から支える、通商・技術安全保障レジームとして機能していた²⁷。

ココムは法的拘束力を有する条約ではなく、紳士協定にもとづく非公式の国際組織で、政策決定の一切が非公開という非常に強い秘密性を有していた²⁸。どのような仕組みであったかという点、加盟国はココム・リストと呼ばれる規制品目リストにより、国内の輸出管理法制を用いて規制を実施する

²⁶ WAがココムの後継である。なおココムに関する文献として、たとえば、加藤洋子『アメリカの世界戦略とココム1945-1992 一転換にたつ日本の貿易政策』（有信堂、1992年）、山本武彦『「裏」レジーム・ココムと日本』法セミ特集『これからの日米安保』119頁（1987年）、横川新「東芝機械ココム違反事件」ジュリ911号44頁（1988年）、金子晃「ココム規制と国内法の整備」ジュリ895号9頁（1987年）、村瀬信也「ココム規制に関する国際・比較法的検討」ジュリ895号17頁（1987年）、小原喜雄「東西国間における技術移転問題の特質」ジュリ895号24頁（1987年）。

²⁷ 山本武彦「冷戦後の軍備管理レジームと国際輸出管理レジームの連繫構造」国際政治108号（『武器移転の研究』）12頁（1995年）14頁。

²⁸ 委員会の構成や出席者そして協議内容など非公開であり、少なくとも80年代後半まで、規制品目リストも非公開だった。欧米での公開情報や通産省の公開資料を基にして、通産省監修で作られた規制品目リストの解説として通商産業省貿易局輸出課安全保障貿易管理室『ココム輸出管理品目便覧』（1991年）がある。

ものであった。リストに載っている戦略物資につき、共産圏諸国へは原則として輸出が禁止され、それ以外の国への輸出の場合には輸入証明書と通関証明書による規制をして、輸出国の許可なく共産圏諸国へ流れることを防ぐ措置がとられていた。

日本はココムの発足当時には参加していなかったものの、当時は外国貿易が占領軍の管理下に置かれたのであり、当初からアメリカの意向に基づく通商政策が適用されていた²⁹。ちなみにココム発足と同じ年の12月に外為法が制定されている。

朝鮮戦争の最中の1952年に日本はココムに加盟し、西側諸国と同じく戦略物資の輸出規制を開始した。しかしココム規制は対共産圏貿易統制、すなわち「安全保障目的の輸出管理」として明確な形で行われていたわけではないことに注意が必要である。日本は「ココム規制を西側世界、特に米国との関係の経済問題として処理してきた³⁰」のである。

そしてわが国では、後述するように、対外取引管理を定める経済法である外為法を用いて、軍事色及び政治色が本来的に強いココム輸出規制を実施してきた。つまりココム規制の持つ「安全保障目的の輸出管理」という側面は潜った形で始まり、その後も次に紹介する東芝機械事件が起こるまでは、専ら経済関係問題の観点から輸出管理が扱われてきたのである。輸出管理と安全保障は、だいたいにおいて切り離されて理解されてきたのである。

② 東芝機械事件と輸出管理体制強化

東芝機械事件をきっかけとして輸出管理体制は大きく変化し、安全保障目的での輸出管理が正式に始まることとなった³¹。このように大きなインパクト

²⁹ 加藤前掲書（注26）第3章。

³⁰ 加藤前掲書（注26）263頁。

³¹ 「安全保障輸出管理」に関する出版物として、たとえば貿易通商産業省貿易局輸出課編『安全保障輸出管理の今後のあり方』（1993年）、戦略物資輸出管理研究会編『戦略物資輸出管理マニュアル—輸出管理体制整備のために—』（1989年）、樋口禎志『輸出管理関係法令の道しるべ』（第5版、2004年）など多数あるが、主として輸出関連企業向けである。

トを政府に与えた東芝機械事件がどのような事件だったのかを、簡単に説明しておこう³²。これは東芝機械がココム規制に該当する大型船舶用9軸同時制御プロペラ加工機（NC工作機）を、規制に該当しない2軸制御加工機かのように偽装して、作動用ソフトとともに旧ソ連に輸出したという事件だった。1985年に取引関係者がココムへ通報したことから事件が表面化したのが、当初、日本政府はココム違反事実の存在はないとしていた。しかしアメリカ側からの再三にわたる抗議により、日本国政府の責任問題の様相を呈するようになる。9軸のプロペラ加工機の輸出によって、旧ソ連が原子力潜水艦のスクルー音の低下に成功し、西側の安全保障に多大な脅威を与えたとアメリカは主張し、いわゆる「東芝たたき」、「日本たたき」の猛烈な政治的な圧力の中で、対応策がバタバタと決められていった³³。

日本政府が打ち出した輸出管理体制強化施策は、(イ)外為法の改正、(ロ)輸出管理に携わる人員の増強（通産省で戦略物資輸出管理に携わる人員は、1987年度には42人だったのが、1988年7月からは103人に増強された³⁴）、(ハ)関係省庁、米国政府等との協力体制の確立、そして(ニ)輸出関連企業の組織的な取り組みの推進（輸出審査の社内体制整備）³⁵であった。そして、(ホ)安全保障貿易情報センター（CISTEC）という、企業の自主輸出管理をサポートする、

³² たとえば当事者の書いた書物として、熊谷独『モスクワよ、さらば ココム違反事件の背景』（文藝春秋社、1988年）がある。

³³ 田勢修也「ココム問題と外為法の一部改正」NBL386号6頁（1987年）6-7頁に、東芝機械事件関係の動きがまとめられた年表が載っている。なお、外為法違反で東芝機械が起訴され司法的な判断も仰がれたが、本件が極めて政治的な問題であったことを反映して、弁護士がそれ以上アメリカを刺激することを避けたということも言われており（毎日新聞1988年3月22日夕刊）ココム規制をめぐる本質的な議論は展開されなかった。東京地判1988年3月22日、判タ670号257頁（1988年）。

³⁴ ちなみにアメリカ商務省は当時で500人体制だった。

³⁵ 通商産業大臣から日本機械輸出組合など輸出に関連する団体に、傘下企業の輸出関連法規遵守徹底のための基本方針策定の要請がなされ、これを受けて、関連企業が厳重な輸出審査を行う社内体制整備を図ることとなった。輸出関連企業が組織だてて取り組みを始めたのも、この東芝機械事件を起点としているのである。樋口禎志「輸出管理15年」日本機械輸出組合ジャーナル2002年12月号22頁。

わが国独特の機関が作られたのも、東芝機械事件をきっかけとする³⁶。こうして一挙に体制が整備され、輸出管理と安全保障が結び付けられることとなった³⁷。

安全保障目的での輸出管理の必要性を政府が実感したことを示す発言として、たとえば、「今回のココム事件につきまして我々が痛感いたしますのは、戦略物資の輸出規制の実施が我が国及び自由主義諸国の安全保障の上で重要であるという認識がございます。この点がいろいろな面で欠けている点があるということがございます」という倉成正外務大臣の参議院予算委員会での答弁がある³⁸。さらに、中曽根康弘総理大臣も貿易のあり方を安全保障との関連で再検討する必要がある旨の発言をしている³⁹。

次に、東芝機械事件によって改正された後の、現在の外為法による輸出管理の仕組みを概観しよう。

③ 外為法による輸出管理の仕組み⁴⁰

対外取引の管理について定める外為法の特徴は、法律のレベルでは原則を定めているだけで、政令や省令によって実体的管理を行っているところにある。国際情勢や国内経済に速やかに対応するために法律で規定せず、政令や省令等の改正によって規制内容を変化させうる仕組みなのである⁴¹。輸出管理に関しても、外為法が定めているのは原則であり、規制品目などの実体的

³⁶ CISTECについて詳しくは、URL<<http://www.cistec.or.jp/>>参照。

³⁷ もっとも東芝機械事件後においても、アメリカで積み上げられてきたような戦略的な議論はなされることはなく、安全保障の意識は稀薄であったとされている。加藤前掲書（注26）266頁。わが国での論調としては東芝機械を「経済・ハイテク摩擦の被害者」と見るものが多かった。この点につき加藤洋子は、東芝ココム事件がアメリカにとっては、第一義的には軍事・政治問題であり、第二義的に通商の問題だったのにすぎなかったところ、わが国ではそうとは認識されずに経済面からのみ捉えられたと批判する。加藤前掲書（注26）256頁。

³⁸ 109回国会1987（昭和62）年7月22日参議院予算委員会会議録4号5頁。

³⁹ 109回国会1987（昭和62）年7月20日参議院予算委員会会議録2号14頁。

⁴⁰ 浅田編前掲書（注3）、第II部第一章（木原晋一執筆）が詳しい。

⁴¹ 金沢良雄編『新・貿易関係法』（日本評論社、1983年）14頁（藤野達夫執筆）。

な部分は政令・省令・告示・通達で決められている。

外為法1条は法の目的を次のように規定する。「この法律は、外国為替、外国貿易その他の対外取引が自由に行われることを基本とし、対外取引に対し必要最小限の管理又は調整を行うことにより、対外取引の正常な発展を期し、もつて国際収支の均衡及び通貨の安定を図るとともにわが国経済の健全な発展に寄与することを目的とする」、と。すなわち、対外取引を国家が管理することによる直接の目的は「対外取引の正常な発展」であり、「我が国経済の健全な発展」が究極的な目的におかれている。外為法は純粋に経済的な観点に立っているのである。

この目的の下で外為法47条は、「貨物の輸出は、この法律の目的に合致する限り、最小限度の制限の下に、許容されるものとする」とし、輸出の原則的自由ならびに例外的制限を定める。そして輸出管理について規定しているのは、48条1項（貨物の輸出）と25条1項（技術の提供）である。それぞれ下記のような規定であり、政令で定める特定貨物・技術を特定地域に輸出しようとする場合には許可が必要という輸出制限がなされている。なお、東芝機械事件を受けた1987年の改正で「国際的な平和及び安全の維持」という文言が挿入され（安全保障条項）、安全保障目的で輸出規制することが明らかにされている⁴²。

第48条第1項

国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の輸出をしようとする者は、政令で定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

⁴² 特定技術の役務取引に関しては、実は既に1979年の改正（1980年施行）の際に安全保障条項が入れられていた。しかしそれは正面から安全保障目的を掲げていたわけではなく、これを独立の条項として、規制の趣旨を明確化したのが1987年改正である。

第25条第1項

居住者は、非居住者との間で次に掲げる取引を行おうとするときは、政令で定めるところにより、当該取引について、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

一 国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の種類の貨物の設計、製造又は使用に係る技術を特定の地域において提供することを目的とする取引

上記の各条項における政令が、それぞれ輸出貿易管理令（昭和24年政378号）（以下、「輸出令」とする）と外国為替令（昭和55年政260号）（以下、「外為令」とする）であり、さらに、それらにおける貨物の詳細なスペック等については、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成3年通商産業省令49号）（以下、「貨物等省令」とする）に定められている。ちなみに管理対象品目やスペックは、技術の進歩に合わせて年に三から四回以上と、頻繁に改定されている。

では、本稿の関心対象である武器禁輸政策は、以上の仕組みのどこに関係しているのだろうか。輸出管理対象の貨物について知るために輸出令の別表第一を見てみよう。別表第一の概要は表1の通りである。別表第一は1項が武器で、2項から15項までが、一1で扱った国際輸出管理レジームの合意内容と基本的に対応して、規制品目をリストに挙げて規制している（「リスト規制」）。16項は2002年4月に導入された「キャッチ・オール規制」である。「キャッチ・オール規制」とは、「ノウ（know）規制」とも呼ばれるが、あらかじめ対象品目を特定するのではなく、当該品目が武器開発に用いられることを知った場合にはいかなるものであれ、輸出管理の対象とするというものである。

表1から分かるように別表第一に掲げられた規制品目には、軍需専用品である武器と、大量破壊兵器関連品及び多くの関連汎用品が含まれている。

武器輸出三原則を考える

表 1

別表第一	規制品目	品目例	規制背景
1 項	武器	鉄砲 爆発物 火薬又は軍用燃料 指向性エネルギー兵器 軍用船舶・軍用航空機 装甲板、軍用ヘルメット 他	武器輸出三原則等
2 項	核兵器関連	(原子力専用) 核燃料物質又は核原料物質 原子炉 重水素又は重水素化合物 等	NSG (パート 1)
		(関連汎用品) ウランの同位元素の分離用装置 ガス遠心分離機に用いられる周波数変換器 炭素繊維などガス遠心分離機ロータに使われる構造材料 等	NSG (パート 2)
3 項	化学兵器	(原料) 貨物等省令で定める軍用の化学製剤の原料物 フッ化カリウム、フッ化水素、ジメチルアミン、シアン化ナトリウム 等 (設備) 反応器 貯蔵容器 空気中の物質を検知する装置 等	AG
3 の 2 項	生物兵器関連	(生物、毒素等) チフス菌、トリインフルエンザウイルス、エボラウイルス、日本脳炎ウイルス 等 (設備) 物理的封じ込めに用いられる装置 発酵槽 凍結乾燥機 等	AG
4 項	ミサイル関連	ロケット 無人航空機 (関連資機材) ジェットミル ノズル 構造材料、ロケット設計用電子計算機 等	MTCR (カテゴリー I) MTCR (カテゴリー II)
5 項	先端材料	人工衛星などに使用されるふっ素化合物製品	WA 汎用品リスト カテゴリー 1
6 項	材料加工	歯車製造用工作機械 等	WA 汎用品リスト カテゴリー 2
7 項	エレクトロニクス	集積回路 等	WA 汎用品リスト カテゴリー 3
8 項	電子計算機	電子計算機若しくは付属装置又は部分品	WA 汎用品リスト カテゴリー 4
9 項	通信、暗号	光ファイバー通信ケーブル 等	WA 汎用品リスト カテゴリー 5
10 項	センサー・レーザー	ガスレーザー発振器 等	WA 汎用品リスト カテゴリー 6
11 項	航法装置	ジャイロスコープ 等	WA 汎用品リスト カテゴリー 7
12 項	海洋関連	潜水艇 等	WA 汎用品リスト カテゴリー 8
13 項	推進装置	ガスタービンエンジン 等	WA 汎用品リスト カテゴリー 9
14 項	その他	粉末状金属燃料 等	WA 汎用品リスト
15 項	機微品目	電波吸収材 等	WA 汎用品リスト
16 項	キャッチ・オール規制		

出所：筆者作成

規制対象技術についても、外為令別表と貨物等省令により同様に定められている。

そして、これらについて輸出する際には許可が必要という制限が課せられているところ、1項の武器（武器技術）に該当するものについては、「武器輸出三原則等によって輸出を原則許可しない」との扱いとなっている。つまり三原則は、輸出令別表第一及び外為令別表の1項（武器及び武器技術）運用における指針なのである。

以上に紹介したように、外為法、輸出令と外為令そして貨物等省令による輸出管理の仕組みは、実態としては「国際レジームでのルール執行+武器禁輸」であるといえる⁴³。しかし、外為法がそうと定めているわけではない。外為法により、どのような構造で何が輸出管理されるのであるかが、国民の目からは非常に分かりにくい。次にこの問題点をもう少し詳しく考えてみたい。

(2) 輸出管理法制の問題点

① 外為法と輸出管理

既述のように軍事戦略的な性質を本来的に強く有するココム規制は、わが国では専ら西側諸国との経済問題として扱われて、1987年の外為法改正の前には安全保障目的の輸出管理という側面は表面からは分からない格好で存在していたに過ぎなかった。しかし経済法で輸出管理をすることが抱える問題性を鋭く指摘した判決がある。日工展訴訟東京地裁判決である⁴⁴。古い制度についての判決ではあるが、外為法による輸出管理という仕組み自体にはそ

⁴³ なお輸出管理において経済産業省が輸出管理当局である。他国では複数の省庁が輸出管理を所管しているのに対して、経済産業省がすべての貨物の輸出管理規制を実施している点がわが国の特徴とされ、手続きが円滑になり政策や情報の共有が図りやすいというメリットがあげられている（浅田編前掲書（注3）139頁（木原執筆））。しかし輸出管理の有する戦略的側面から考えれば、経済産業省だけが所管している仕組みでよいのかは問題であろう。また、一元的に戦略物資を一般輸出貨物と同じに扱うことによっても、輸出管理の安全保障的側面は見えにくくされてきたと言えるのではないだろうか。

⁴⁴ 東京地判1969年7月8日、行裁例集20巻7号842頁、判時560号6頁。

の後も変更がないため、参考にできるだろう。

事件が起きた1969年当時の外為法48条は1項で、特定の場合には政令の定めるところにより通産大臣の承認を受ける義務を課せられることがあるとし、2項でそれは「国際収支の均衡の維持並びに外国貿易及び国民経済の健全な発展に必要な範囲をこえてはならない」と、承認義務の範囲に制限を加えていた。そしてこの規定を受けて、輸出令1条6項で「通商産業大臣は、国際収支の均衡を維持し、並びに外国貿易及び国民経済の健全な発展を図るため必要があると認めるときは、第1項の承認をせず、又は同項の承認に条件を附することができる」としていた。

このような経済目的色の濃い規定によってココム規制が行われていたところ、これが果たして外為法48条2項および輸出令1条6項にいう、「国際収支の均衡の維持」並びに「外国貿易及び国民経済の健全な発展」の為といえるのかを争ったのが、日工展訴訟であった。

簡単に事件の概要を述べておくと、北京・上海日本工業展覧会（日工展）が展覧会に出品するために輸出承認申請を行ったところ、ココム・リストに係る19品目については、外為法48条1項及び輸出令1条6項に基づく輸出不承認処分（本件処分）がなされた。それを日工展は裁量権を逸脱した違法な処分であるとして取消訴訟を提起したが、当該訴訟の継続中に展覧会が中止されたため、本件処分を原因とする損害賠償請求訴訟に訴えを変更したものである。東京地裁は本件処分を違法としながらも、通産大臣の故意または過失を否定し請求は棄却した。以下では違法性の判断にのみ注目する。

判決は輸出に対する制限を憲法上の権利（営業の自由）の制限であるとし、その制限が法律による当該法律の目的の範囲内でのものかと問う。これに対しココム申合せ遵守のための国内法を制定して、統制物資輸出制限をするのであれば問題ないが、経済法である外為法はココム規制の国内法上の根拠にならないと判断した。そして、ココム申合せ遵守という国際政治的理由による本件処分は、輸出令1条6項の規定により行使しうる裁量権の範囲を逸脱し違法であるとの結論を得るのである。この判断は妥当であるとして広く学

説の支持を得た⁴⁵。

しかし裁判所の指摘した難点に対しては立法的な是正は行われないうまま16年が経ち、東芝機械事件が表面化する。対応策が検討される中で新しい輸出管理法の制定も考えられたようであるが⁴⁶、結局外為法改正によって対処された。つまり、経済法による輸出管理という点は変わらないままである。

だが安全保障条項が挿入されて、安全保障目的の輸出管理が明らかにされても、日工展訴訟東京地裁判決の指摘した問題が解決するわけではない。既にわれわれが見たように、現在ではココムは消滅し大量破壊兵器等の不拡散を目的とする国際レジームの合意内容が実施されているのだが（2(1)③）、問題状況がココムの場合と異なるわけではない。今日の国際政治情勢の中で、大量破壊兵器等の不拡散にどう取り組むかという問題は、特にアメリカとの関係で、国家の安全保障をどのように図ってゆくかという問題に直結することを直視する必要がある。

すなわち経済の健全な発展を目的とする経済法で「輸出管理の原則」を定めることで、実は「安全保障のあり方の原則」を定めているに等しいのである。国際レジームで合意される安全保障目的の貿易管理が、「対外取引の正常な発展」並びに「我が国経済の健全な発展」という外為法の目的の範囲内にあると考えるのは無理がある。外為法を国内法上の根拠として安全保障目的の輸出管理をなすのは妥当ではないと言わざるを得ない。

② 「国際的な平和及び安全の維持」とは？

安全保障条項の「国際的な平和及び安全の維持」という文言の曖昧さも、何が輸出管理の対象とされているのかを明らかにしていない⁴⁷。この甚だ漠然とした言葉が何を意味するのかは国会でも議論的となった。国会での審

⁴⁵ 塩野宏「ココム訴訟の問題点—主として行政法的側面からみた—」ジュリ434号59頁（1969年）62頁、齊藤武「ココムの申合せに基づく輸出不承認処分の合法性」立命館法学1985年2号238頁（1985年）258頁、宮坂富之助・本件判例評釈・判例評論130号133頁、135—136頁、など。

⁴⁶ 日本経済新聞1987年7月15日。

議の際には、この文言の意味について、「国際的な紛争の発生もしくはその拡大を助長するような取引または西側諸国の安全保障に重大な影響をもたらす取引などを規制することにより」、「我が国を含む国際社会の平和及び安全が脅威にさらされることがないようにすることを意味している」との説明がなされた。さらに、法の意味する内容については政令を見てもらえば分かることとされたが⁴⁸、これは、そもそもは法が指し示す概念の帰結であるはずであり、「説明の論理は倒錯している」という批判⁴⁹が尤もである。

むしろ、「この外為法改正は新たに国際的な平和及び安全に係る規制を導入するものではなく、従来から行われてきた規制につき、違反についての罰則及び行政制裁を強化することを主たる内容とする⁵⁰」、「ココム規制は従来から外為法で実施してきており、今回の改正によって規制対象が拡大するものではない⁵¹」という政府の見解の方が、意味の理解を助ける。つまり従来の外為法によるココム規制というアメリカの意向が反映された西側の安全が、

⁴⁷ この点で参考になるのが、わが国と同じく経済外的目的による輸出規制を経済法の中で認めている、ドイツの対外経済法（Aussenwirtschaftsgesetz：AGW）である。同法7条は、「(1)対外経済取引における法律行為及び行為は、下記の目的の場合に制限されることがある」として、「1 ドイツ連邦共和国の本質的な安全関係を保護する場合、2 国民の平和的共存の妨害を防ぐ場合、あるいは、3 ドイツ連邦共和国の対外関係が多大に損害されることを防ぐ場合」を挙げる。そして、「(2)第1項に従い、特に下記の事項が制限されることがある」とし、「1 下記のものの輸出あるいは通過、a) 武器、弾薬及び戦争兵器、b) 武器、弾薬及び戦争兵器の開発、生産及び使用に有益な物品、あるいは、c) a及びbで示された物品用の設計図及びその他の製造資料、特に、制限が国際協力で協定された輸出検査の実施に尽力する場合、2. 軍事活動の実施に使用される物品の輸出、3. 武器、弾薬及び戦争兵器の輸入、4. 第1号で示された商品及びその物品に関連する営業保護権、発明、製造方法及び経験に関する法律行為」と列挙する（5号は略した）。この規定と比べても、外為法48条1項の文言の曖昧さは際立っていると言えよう。

⁴⁸ 109回国会1987（昭和62）年8月25日衆議院商工委員会会議録4号4頁（大出内閣法制局第四部長答弁）。

⁴⁹ 村瀬前掲論文（注26）23頁。

⁵⁰ 109回国会1987（昭和62）年8月20日衆議院本会議会議録10号10頁（田村通産大臣答弁）。

⁵¹ 109回国会1987（昭和62）年8月25日衆議院商工委員会会議録4号3頁（田村通産大臣答弁）。

法にいう「国際的な平和及び安全の維持」の内容であったのである。

冷戦が終焉しココムが解消された現在では、この安全保障条項は“西側諸国”の安全保障に限定せずに、“世界的な”安全保障の維持⁵²を意味するように変化している。内容を決めているのが、一1で扱った輸出管理レジームでの合意内容であると言える。すなわち何が「国際的な平和及び安全の維持の妨げ」の内容に当たるのかは法律からは分からず、政令を見て初めて分かるのである。そこで輸出管理の実態は、「国際レジームでのルール執行+武器禁輸」と言えるとしても、しかしそれは「実態がそりである」というに過ぎない。紳士協定に過ぎない国際組織である国際的な輸出管理レジームでの決定事項を、国会での議論を経ることなく外為法にいう「国際的な平和及び安全の維持」の内容として、政令に反映させてしまうことの問題性は指摘されなくてはならない。

ココムは紳士協定に基づく組織に過ぎないのに、なぜこれに縛られるのかという疑問は、根源的でありながら無解答のまま冷戦終焉を迎え、不拡散型輸出管理レジームの時代へと入ってしまった。憲法98条2項にいう「日本国が締結した条約及び確立した国際法規」には、これらは当たらないだろう。政府の一存によって何が「国際的な平和及び安全の維持の妨げ」に該当し取引が制限され、さらには刑罰の対象となるかが決定されてしまうという点は、憲法41条及び31条に反する可能性が疑われる。この点からも外為法による安全保障目的の輸出管理という仕組みは、不適當と言わざるを得ない。

もっとも、外為法によることの問題性は上のように指摘されるべきではあるが、大量破壊兵器等の不拡散を目指す輸出管理自体については、国際社会が一致して取り組むことが求められており⁵³、日本も実効的にこれを実施する国際的な責任を負っている。輸出管理は軍備を管理することにより世界の平和と安定を実現しようとする平和主義的な性格をも有している。「武力によらない平和」を希求する日本国憲法に基づく輸出管理の一内容として、どのような方法によるかは考察を要するとしても、今後も引き続き大量破壊

⁵² 樋口前掲書（注31）5頁。

⁵³ たとえば、国連安保理決議1540など（注2参照）。

兵器等の不拡散のための合意内容を誠実に履行し、また適切な国際ルールづくりに積極的に貢献することが必要とされるだろう⁵⁴。

まとめ

最後に、以上を踏まえて、上で述べてきた輸出管理は、諸外国における安全保障目的の輸出管理とは性格を異にする点を最重要として強調したい。「ふつうの国」では軍備の移転は強力な外交手段の一つと目されているため、軍備の輸出管理は輸出先国家の管理体制、第三国移転の可能性、地域の安全保障環境、自国と同盟国の安全保障等々を厳しく審査して行われている。

これに対してわが国における安全保障目的の輸出管理は、国際レジームでのルール執行に、「武器は原則として輸出を許可しない」という禁輸政策が加えられて行われている。つまり一般的には強力な外交手段の一つである武器移転を、平和主義的理由により放棄して輸出管理をなしているのである。したがってわが国の輸出管理は、安全保障目的であるのに軍事の論理が貫徹しないという、極めて特殊なものとなっているのである。

なぜそのような仕組みになっているのだろうか。そもそもわが国では輸出管理が安全保障とは切り離されて理解されていたことが、大いに関係しよう。外為法の下で経済問題として輸出管理が扱われていた期間が長かったのは、武器を禁輸するという輸出管理上の政策が、安全保障の観点からは考えられていなかったことの一つの例証である。輸出管理と安全保障が別問題であったからこそ、憲法が輸出管理に命ずる内容を、素直に武器禁輸として具体化しえたものとする。そして輸出管理が安全保障目的で明確に運用され始めた1987年までの間に、武器輸出三原則が十分に展開することができたために（二一）、安全保障輸出管理でありながらも軍事の論理が貫徹するのではないという奇妙な仕組みが、その後も維持されえたのであろう。

⁵⁴ なお外務省もコムの場合と異なり不拡散輸出管理の多国間協調には、たいへん積極的である。その理由の一つは、これが憲法の掲げる平和主義の理念に合致する側面を有していることに求められるだろう。

二 武器輸出三原則⁵⁵

さて、わが国では輸出管理に武器禁輸政策を適用することによって、軍事の論理が貫徹されることが阻まれてきたのであるが（一）、次になぜそのような政策がとられるようになったのか（二1）、そしてそれは如何なるものであったのか（二2）を検討する。

1 歴史的展開

歴史的展開として、1983年に対米武器技術供与が三原則の例外として決定されるまでを扱う。禁輸政策の展開にとって、軍需産業界の動向は極めて重要である。そこで敗戦による軍需産業解体と再生から話を始める。

(1) 軍需産業の再生

ポツダム宣言で日本の産業は、「経済を支持し且公正なる実物賠償の取立を可能ならしむる如き産業」だけが許されるべしとされ、「対日基本方針⁵⁶」には徹底的な武装解除及び非軍事化政策が盛り込まれていた。また武

⁵⁵ 武器禁輸政策に関する論稿としてたとえば、Hartwig Hummel, *The Policy of Arms Export Restrictions in Japan*, PRIME Occasional Paper 4号1頁(1988), MARIE SÖDERBERG, *JAPAN'S MILITARY EXPORT POLICY* (1986), 櫻川明巧「日本の武器禁輸政策」国際政治108号84頁(1995年), 前田哲男『兵器大国日本』(徳間書店, 1983年), 坂井昭夫『日本の軍拡経済』(青木書店, 1988年)第10章, 第11章。

⁵⁶ 「米国の対日方針」の第四部「経済」。「特に下記諸項を含む計画が実施せらるべし」として次を挙げている。かなり徹底した内容である。

「軍隊又は軍事施設の装備, 維持, 又は使用を目的とする一切の物産の即時停止及び将来における禁止。海軍艦船及び一切の型式の航空機を含む軍用機材の生産又は修理のための一切の専門的施設の禁止。隠蔽又は擬装せられたる軍備を防止するため, 日本国の経済活動における特定部門に対する監察管理制度の設置。日本国にとりその価値が主として戦争準備にあるが如き特定産業又は生産部門の除去。戦争遂行力の増進に指向せられたる専門的研究及び教育の禁止。将来の平和的需要の限度に日本重工業の規模及び性格を制限すること。本計画に従って除去せらるべき日本国の現存施設の最終的処分に関し, 用途転換, 外国への搬出, 又は屑鉄化の何れとすべきやは明細表に基きて決定せらるべし。右決定にいたるまでの間においては, 容易に民生生産に転換し得る施設は非常の場合を除き破壊せらるべからず。

器製造に関してもポツダム共同省令により、全面的に禁止されていた。1947年には戦争放棄条項を有する憲法が施行される。このように、少なくとも戦後当初には、日本の軍事力は徹底的に無にするような方針がとられており、軍需産業もほぼ完全に近く解体させられていたのである⁵⁷。

しかし、すぐに冷戦が始まり対日方針の転換が行われる。そして1950年6月25日に朝鮮戦争が勃発し、これをきっかけとして、わが国の軍需産業は復活することとなった。燃料タンク、ナパーム弾用のタンク、羽付弾、落下傘付き照明弾、ロケット弾方向装置などが米軍から発注されるようになり、軍需生産が再び開始された⁵⁸。朝鮮特需である。朝鮮戦争の間、弾薬と軽火器の生産は年間で約6,000万ドルに及んだ⁵⁹。輸出実績はというと、1952年から1959年の7年間に520億円にも及ぶものだった。

そして1950年8月には警察予備隊が発足する。警察予備隊の装備は、自国の産業によって賅ったのではなく、アメリカ軍から供与された兵器が用いられた。アメリカ軍の規格を採用するアメリカ軍の下部組織として誕生したのである。そして、アメリカ軍の兵站基地としての役割を日本に果たさせようという意図の下、軍需産業はアメリカの手によって復活を許されたのであった。たとえば次の言葉はそのことを示しているだろう。「兵器特需のなかでもっとも大きなウェイトを持つものは、朝鮮動乱の結果、日本に兵器工業の基盤を植え付けることによって、極東ならびに東南アジア地域における兵站基地的な役割を果たさせようとの意図のもとに行われた弾薬類を中心とする完成兵器の発注であった」、と⁶⁰。

⁵⁷ 「明治いらい、一貫して天皇制権力の軍事的独占の物質的支柱としての役割をはたしてきた陸海軍直営の軍事工業、およびその直接の保護下に一〇〇%軍事工業として発展した航空機工業などは、ほぼ完全にちかく破かいまたは解体され、二度と以前のような独自の構造をもって復活することはできなくなった。小山弘健『日本軍事工業の史的分析』（御茶の水書房、1972年）335頁。

⁵⁸ 経済団体連合会防衛生産委員会『防衛生産委員会十年史』（1964年）76頁（以下、『十年史』とする）、鎌田慧『日本の兵器工場』（潮出版社、1979年）15頁。朝鮮特需の調達につき、詳しくは富山和夫『日本の防衛産業』（東洋経済新報社、1979年）26—37頁。

⁵⁹ 吉原公一郎『日本の兵器産業』（ダイヤモンド社、1982年）47頁。

1951年9月にサンフランシスコ講和条約が締結され、それと同時に日米安保条約が締結される。発効を目前に控えた52年3月には、GHQの許可を条件にはあるが、兵器及び航空機の生産及び修理を認めるという指令が出される。翌月には、その許可権限は日本政府に譲り渡された。同年4月28日に講和条約が発効し、日本は独立とともに兵器生産を公に行い始め、アメリカからの兵器発注も本格化した。第一歩として、5月3日には在日アメリカ軍調達部から、4.2インチ迫撃砲528門が大阪機工に発注された。軍需産業復活の幕開けである。また、講和発効を機に、SCAPから戦略物資に関する輸出管理権も日本政府に譲りわたされ、同年8月、ココムに加盟したのであった。

(2) 背景

朝鮮特需の内容はアメリカ軍が使う砲弾中心であり、朝鮮休戦が成立すると途端に激減した⁶¹。表2は、1953年から1966年にかけて通関した武器に関する当局発表の輸出実績である。銃弾や小火器などを東南アジアやアメリカを主たる仕向地として細々と輸出していたに過ぎないことが読みとれる。

武器禁輸政策に関して言えば、はじめから政府は武器輸出を禁ずる方針だったわけではないものの、そもそも初期にあっては「輸出をするまでの余裕はなし」という認識であったようである。国会における外務政務次官答弁に、タイとビルマなどに向けられた僅かの額の銃弾輸出に関して、「銃弾を除くほか、別に輸出する余裕のあるものはないという具合にわれわれ承っており

⁶⁰ 前掲書『十年史』（注58）77頁。

⁶¹ 特需は昭和30年弾薬の発注が停止されるとともに、一部の航空機や車両等の修理を残して激減した。前掲書『十年史』（注58）182頁。

⁶² 28回国会1958（昭和33）年2月19日参議院外務委員会会議録6号1頁（松本外務政務次官答弁）。杉原荒太の、「武器を輸出する、輸出するような武器が日本に、今の銃弾、砲弾等以外に、実際上そういうものがあるのかどうか、私もまあ実情は詳しく知らないが、しかし、私の感じでは、そういう余裕もありもせぬと思う。特に輸出を目的にして、新しくたとえは、小銃等を作るとかというのなら別だが、今までのところで、そういう余裕なんというものはないと思う。その辺のところはどうなんですか」という質問に答えて。

武器輸出三原則を考える

表 2

年	仕向地	品 目	数 量	金額 (ドル)
昭和28年	タイ	37mm榴弾	35,000	401,150
	タイ	徹甲弾	15,000	
29	ビルマ	6.5mm鉄弾	50,000	4,600
30	台湾	7.5mm榴弾体	100,000	214,000
	ビルマ	6.5mm鉄弾	1,500kg	460
31	ビルマ	6.5mm鉄弾	899,000	84,150
32	ビルマ	6.5mm鉄弾	100,000	8,570
	台湾	91式魚雷	20	500,000
	ブラジル	9mmピストル	1	45
	南ベトナム	鉄弾	24,000	6,480
	南ベトナム	鉄弾プラント	1式	950,000
33	南ベトナム	鉄弾	24,000	7,200
34	インドネシア	射撃管制装置	1式	83,000
35	インドネシア	機銃部品		36,200
	インド	訓練用機雷	2	12,975
36	インドネシア	機銃部品		125,100
37	アメリカ	ピストル	約 800	9,300
38	アメリカ (他)	ピストル	約 3,000	37,500
	インドネシア	機銃部品		24,000
39	アメリカ (他)	ピストル	約 5,000	66,000
40	タイ	猟銃	5,000	540,000
	タイ	銃弾	2,500,000	230,000
	アメリカ (他)	ピストル	約 7,000	97,000
41	タイ	猟銃	5,000	540,000
	アメリカ	ピストル	約 8,000	132,000
42	アメリカ (他)	ピストル	約 12,000	—
43	アメリカ (他)	ピストル	約 15,000	—
	(フィリピン)	銃弾プラント(賠償)		6,000,000

出所：村上薫「三菱兵器廠」—その実態と戦略」朝日ジャーナル昭和45年4月12日号11頁（1970）17頁。

ます」というものがある⁶²。朝鮮特需によって軍需産業が息を吹き返したものの、軍需生産全般としては当初はそれほどの発展は遂げておらず、そしてその頃は武器輸出を禁じていたわけではなかったということであろう。

しかしこれは、武器輸出の動きが軍需産業界に無かったことを意味するものではない。たとえば1956年に経団連から東南アジア5カ国に経済協力親善使節が派遣されたが、これには当時の米極東軍司令部の示唆と協力の下、武器の輸出も視野に入れた含みもあったという⁶³。

また軍需産業界は、朝鮮特需後の生産規模縮小から活路を海外への武器輸出に見出しており、1962年7月には「兵器輸出に関する意見書」を出している。これは、防衛生産を常に稼働の態勢に維持する重要性のためには海外への輸出が必要であること、輸出を軽視すると国際競争上著しく不利になるなどを述べて、「武器輸出に関する誤った観念を是正し、早急に国の基本的方針を確立すること」を提案するものであった⁶⁴。

さて武器を禁輸していたわけではないものの、当時の通産省がとっていた方針は次の通りであった。「①共産圏向けの場合、②国連決議により武器の輸出が禁止されている国向けの場合、そして③国際紛争の当事国またはそのおそれのある国向けの場合について輸出を許可しない。それ以外の場合には許可する」と⁶⁵。これは後に佐藤栄作首相によって国会で表明される武器輸出三原則である。すなわち確認しておきたいのは、武器輸出三原則が当初は通産省の「内部方針」であった点であり、またこれはコム輸出規制の一環であった点である。

表2のように当局発表によると額の小さい武器輸出であるが、実はこの数字には現れていないものがある。ベトナム特需である。三原則が表明された背景として、当時はベトナム戦争の最中であったことに注意が必要である。日米地位協定（昭35年条6号）12条は、「合衆国は、この協定の目的のため又はこの協定で認められるところにより日本国で供給されるべき需品又は行われるべき工事のため、供給者又は工事を行なう者の選択に関して制限を受けないで契約することができる」と規定し、駐留米軍と日本国内業者が直接契約する直接調達方式をとる。そして、直接調達された物品は、地位協定の実施に伴う外国為替令等の臨時特例に関する政令（昭和27年政127号）により、輸出令に規定する義務又は制限を免除されている（同令9条）。そこで、

⁶³ 前掲書『十年史』（注58）111頁、150—152頁。

⁶⁴ 前掲書『十年史』（注58）205頁。

⁶⁵ 49回国会1965（昭和40）年8月5日衆議院科学技術振興対策特別委員会会議録3号5頁（赤沢通産省重工業局次長）。

合衆国軍隊が直接調達によって入手した合衆国の軍隊の用に供している貨物を輸出する場合は、輸出令の適用外となる⁶⁶。したがって、表2の当局発表額には現れないのであるが、「トイレット・ペーパーからナバーム弾まで」という年間20億から30億ドルのベトナム特需が存在したのであり⁶⁷、相当の額の武器取引もあったようである。参考までに、赤旗に載せられた1966年の1月から2月にかけての一ヶ月間における兵器発注データを表3に掲げる⁶⁸。ベトナム戦争により軍需産業界はかなり潤されたと考えられる。

このことは国産兵器による自力調達をめざす三次防衛計画（1967年から1971年度）が策定される中で、軍需産業界から武器輸出の要求が強まったことと密接な関連を有するものであろう。

(3) 表明

戦争への国民的反対の声も大きい中で、武器輸出をめぐる国会論議は第55回国会において高まりをみせる。

1967年4月21日の衆議院決算委員会で華山親義が、東大の開発したペンシルロケットをインドネシアやユーゴスラビアへ輸出した問題について、「日本国憲法の平和の精神から考えれば日本で開発製造された武器が外国に行くことはいけないのではないか」と追及したのに対して、佐藤首相が次のように答えた。

「……輸出貿易管理令で特に制限をして、こういう場合は送ってはならぬという場合があります。それはいま申し上げましたように、戦争をしている国、あるいはまた共産国向けの場合、あるいは国連決議により武器等の輸出の禁止がされている国向けの場合、それと

⁶⁶ 「ただ今のところ、米軍が日本国内で物資を調達したり、役務を調達いたします場合に、政府がこれを制約するということはありません。51回国会1966（昭和41）年2月10日衆議院予算委員会会議録10号20頁（今村通産省通商局長答弁）。

⁶⁷ 林茂夫「ベトナム戦争と日本」『ベトナム戦争の記録』（大月書店、1988年）266—271頁。

⁶⁸ 赤旗1966年3月31日号。

表3

品目	商社	メーカー	数量	金額(ドル)
ジェット・エンジン	三井物産	石川島播磨	7基	830,000
燃料タンク	丸紅	横浜ゴム	2基	574,000
航空機用油圧部品	東棉	不明	不明	210,000
航空機修理	三菱商事	新明和工業	不明	100,000
航空計器	住友商事	北辰電機	不明	231,060
通信機	三井物産	沖電機	160台	75,360
火砲	(直接)	日本製鋼	13門	196,000
車両修理	丸紅	昭和飛行機	60両	117,400
ジェット燃料	丸紅	大協石油	4000kl	73,200
戦車砲	日綿	豊和工業	20門	514,000
砲弾	丸紅・伊藤忠	小松製作所	500発	不明
機雷	三井物産	石川製作所	不明	57,500
機雷	住友商事	京三製作所	不明	52,000
機関銃	三菱商事	日特金属	100丁	不明
航空機用油圧器	住友商事	帝人製機	35基	495,000
戦車用計器	住友商事	島津製作所	45セット	720,000
光線通信機	(直接)	小原製作所	19基	351,500
航空機修理	(直接)	日本航空機	58機	2,234,000
航空機修理	三菱商事	新明和工業	35機	1,100,000
ヘリコプター	住友商事	富士重工	20機	834,500
兵員輸送航空機	三井物産	川崎航空	7機	7,780,000
ジェット・エンジン	三井物産	石川島播磨	12基	1,296,000
燃料タンク	住友商事	横浜ゴム	7基	474,000
航空機修理	住友商事	三菱重工	15機	369,000
戦車	三菱商事	三菱重工	20台	2,498,000
自走砲	伊藤忠	三菱重工	9門	1,871,000
レーダー	三菱商事	三菱電機	不明	2,416,000
火器管制装置	丸紅	三菱電機	不明	1,196,000
レーダー(潜水艦)	三井物産	沖電機	15基	396,700
レーダー修理	住友商事	日本無線	不明	350,000
無線機	三井物産、東棉	日立製作所	75台	2,314,000
砲弾	日綿	ダイキン工業	35000発	2,380,000
航空機用部品	住友商事	ダイキン工業	不明	819,000
車両修理	伊藤忠	昭和飛行機	170両	3,500,000
車両修理	三井物産	日本製鋼	90両	1,930,000
迫撃砲	東棉	豊和工業	35門	1,480,000
機雷	丸紅	石川製作所	不明	800,000
				~920,000
兵員輸送車	(直接)	三菱重工	8両	1,430,000
発射薬	三菱商事	大日本セルロイド	100~130 t	2,081,000
銃弾	日綿	旭精機	100000発	138,000
ジェット燃料	丸紅	大協石油	900kl	156,600
ジェット燃料	日商	出光	6500kl	118,300
時計鋼管	三菱商事	リコー時計	不明	497,000
データリング装置(航空用)	三井物産	東芝	不明	2,350,000

出所： 赤旗1966年3月31日号。

ただいま国際紛争中の当事国またはそのおそれのある国向け、こういうのは輸出してはならない。こういうことになっております。これは厳に慎んでそのとおりにやるつもりであります。⁶⁹」

すなわち、(イ)武器輸出自体は前提として、(ロ)(2)で述べた通産省の内部方針を確認し、(ハ)これが遵守されることを約束したのである。

佐藤首相は(イ)については問題になるとは考えていなかったと思われる。たとえば、「自衛隊用であろうがなかろうが、海外へ武器輸出はするべきではないのではないか」という淡谷悠蔵からの質問に対して、「武器輸出を目的には製造しないが、これまでもそうであったように、輸出貿易管理令の運用上、差し支えない範囲においては輸出することができる」といった趣旨の答弁をしているのである⁷⁰。つまり三原則表明とは、この段階では、「無制限に武器を輸出しないこと」を意味していたにすぎない。

三原則表明について二点を強調しておきたい。まず、ベトナム戦争に反対し、日本で作った武器が人を殺すことに反対する世論の力が、国会での議論を後押しして三原則の表明をさせた点である。本原則を含め、非核三原則、集団的自衛権の否認、徴兵制の禁止、防衛費のGNP比1%枠設定など、国民代表機関である国会が、平和主義を防衛政策において具体的な形で表すのに大きな役割を果たしてきた。三原則による武器禁輸という選択は、われわれが考えるところの、平和憲法を具現する一つの形であったとも言えるだろう。

次に、佐藤首相は武器輸出を禁じるつもりはなく確認しただけであったとはいえ、三原則という形で表明されたことは、国民や国際社会へ強いアピールをもったのであり、現実への波及効果として輸出管理運用の厳格化があったのである。国際社会へのアピールと輸出管理の運用厳格化につき後述する

⁶⁹ 55回国会1967（昭和42）年4月21日衆議院決算委員会会議録5号10頁（華山委員の質問に答えて）。

⁷⁰ 55回国会1967（昭和42）年4月26日衆議院予算委員会会議録14号7頁。

(二2)。

ところで三原則は産業界から猛烈な反対を受けたわけではない。これは何故だったのか。この点について、日本兵器工業会（現・日本防衛装備工業会）の次の言葉は参考になるだろう。当時の軍需産業界の「実績は厳しいものであり、引合いはあっても成約するものはきわめて少」ない状況にあったため、三原則の表明は「実質的には大した影響のない」ものだった、と⁷¹。

(4) 強化

1973年秋にオイルショックが起こり、産業界からの武器輸出解禁を望む圧力は強くなった。そして中型輸送機 C1 や多用途飛行艇 US1 などの輸出促進について、日本航空宇宙工業会が政府に要請したことから、三原則が見直される事態に発展する。

通産省は輸出令にいう武器を、「軍隊が人命の殺傷及び破壊等、直接戦闘に使うもの」であり、「艦船、機関銃や銃座を据えたトラック、掃海艇、偵察機まで」を言うとしており⁷²、この定義からすると C1 や US1 は、汎用性があり特別仕様をして軍需用にされたものでないかぎり武器ではないことになる。この理解を背景に河本敏夫通産相が、1976年1月の記者会見で C1 輸出承認の考えを示した。これを契機に国会での議論が高まり、以下の統一見解⁷³を同年2月27日に政府は出すこととなったのであった。

一、政府の方針

「武器」の輸出については、平和国家としての我が国の立場から、それによって国際紛争等を助長することを回避するために、政府としては、従来から慎重に対処しており、今後とも、次の方針により処理するもの

⁷¹ 日本兵器工業会『日本兵器工業会三十年史』（以下、『三十年史』という）（1983年）31-32頁。

⁷² 68回国会1972（昭和47）年3月30日衆議院予算委員会会議録21号10頁。

⁷³ 「二、武器の定義」については、本稿三2(1)参照。

武器輸出三原則を考える

とし、その輸出を促進することはない。

- (一) 三原則対象地域については、「武器」の輸出を認めない。
- (二) 三原則対象地域以外の地域については、憲法及び外国為替及び外国貿易管理令の精神にのっとり、「武器」の輸出を慎むものとする。
- (三) 武器製造関連設備（輸出貿易管理令別表第一の第109の項など）の輸出については、「武器」に準じて取り扱うものとする。

統一方針について以下の点に注意を払いたい。第一に1967年の三原則では無制限の武器輸出が禁じられていただけであったが、厳格化された点である。三原則の意味については、武器輸出を「原則として認めない」と説明されていたところ⁷⁴、76年政府統一方針では「輸出を認めない」とされた。更に、三原則対象地域以外についても、武器輸出を「慎む」ものとされたのである。もっとも、その意味するところは、三木武夫首相の答弁によると「政府の消極的な態度の表現⁷⁵」であり、武器輸出禁止までには至らなかったのであるが。

第二に、一方においてこのように強化されたものの、結局C1もUS1も「武器ではない」ことになった点である。これらは防衛庁が企業と共同開発したもので、本来軍用のものと言えるのであり、「花火でさえも武器ではないが要輸出承認品目なのであるから、救難機と輸送機の対象外品目という位置づけは大いに疑問のあるところであり、統一見解は、「実体的に大きな抜け穴をもったもの⁷⁶」という批判は頷ける。輸出管理上という「武器」の範囲を限定することにより事実上の武器を含めた物質の輸出を図る手法と性格づけられるだろう。

それにしても、なぜ三原則は強化されえたのだろうか。三木内閣であったからこそ可能だったとはいえるであろうが、それだけに理由を求めるのは適当ではないだろう。1976年は、オイルショック後の社会状況の変化が政治や

⁷⁴ 55回国会1967（昭和42）年5月10日参議院予算委員会会議録10号13頁（佐藤首相答弁）。

⁷⁵ 77回国会1976（昭和51）年2月27日衆議院予算委員会会議録18号17頁。

⁷⁶ 富山前掲書（注58）171頁。

平和運動のあり方に影響を及ぼし始める頃にあたるが⁷⁷、未だ武器輸出をめぐる憲法政治の言説空間には急激な変化が押し寄せていなかったと考えられる。本稿は三原則が強化されえた理由を提示することはできないが、次の点を述べておきたい。三原則強化の背景には、国の安全保障とは関係なく、武器禁輸という輸出管理における政策を語りえた時代だったことがある。そしてそれゆえに憲法の平和主義が他の様々な事柄を考慮せずにストレートに、輸出管理において表されたのではなかろうか。次に挙げる二つの例は、これに関して一定の説明をするものであろう。

第一に三原則が強化された後、同年の第33回国連総会において日本が通常兵器の国際移転制限に向けての決議のイニシアティブをとった例を挙げたい⁷⁸。これは日本など18カ国が、通常兵器の国際移転管理を目指した共同提案をしたものであり、共同提案をするに際して、武器輸出を厳しく規制する方針を表すこの政府統一方針は、日本の「積極的姿勢を内外に宣明」する効果を持った⁷⁹。ちなみに国連での武器移転制限への取り組みについて、三原則が表明される二年前に出された国際移転制限の決議案（1965年第20回国連総会）には、日本は棄権していたのであった。

第二の例として、フジ・インダストリアル事件東京地裁判決を簡単に紹介したい⁸⁰。本件は1978年7月にマニラ空港に到着した手荷物の中から手投げ弾部品が発見されて、明るみに出た事件であった。1979年3月に下された判決の中で裁判所は大要次のように言う。

「輸出貿易は本来自由ではあるが、輸出は単なる個人間の取引とは異なる側面を有し、国家が国際社会の一員として遵守すべき貿易秩序が存在する。武器の輸出はまさしくこの秩序を乱すものであり、武器輸出行為により好戦

⁷⁷ 渡辺治『日本国憲法「改正」史』（日本評論社、1987年）第5章。

⁷⁸ 佐藤栄一「武器輸出の現状と通常兵器移転登録制度」国際問題387号31頁（1992年）40—41頁参照。

⁷⁹ 佐藤前掲論文（注78）41頁。

⁸⁰ 判決は判例集未搭載。読売新聞大阪社会部『武器輸出』（新潮社、1982年）255—256頁（以下、『武器輸出』とする）で紹介されている。

国家ないし“死の商人”の汚名をわが国は受けかねない。被告人の行為は平和国家の理念を失わせ、国際社会に対する信頼を著しく損なわせる可能性が大であった」と⁸¹。

これらは「憲法の平和主義からすれば武器輸出は許されない」という解釈を素直に採りえた時代の空気を伝えていると考える。

(5) 国会決議

さて、堀田ハガネという商社が、韓国へ砲身の半製品を輸出承認なしに輸出したことを、1981年に読売新聞がスクープした（堀田ハガネ事件）⁸²。これは、1978年から1979年にかけて、韓国の大韓重機工業に堀田ハガネが、鉄砲の部分品である砲身とみられる鋼管を輸出したというものであった。この事件が起こったことにより国会で論議がなされ、社共両党が「武器輸出禁止法」を制定すべしと主張する。しかし、これに政府が応じることはなく、輸出令の厳格な運用で対処するという立場は崩されなかった。

そして法律を制定するかわりに、このような事件が再発することを防止し規制を徹底する趣旨により、1981年に武器輸出に関する下記国会決議がなされた⁸³。

武器輸出問題に関する決議

わが国は、日本国憲法の理念である平和国家としての立場をふまえ、武器輸出三原則、並びに昭和51年政府統一方針に基づいて、武器輸出について慎重に対処してきたところである。

しかるに、近年右方針に反した事例を生じたことは遺憾である。

よって政府は、武器輸出について、厳正かつ慎重な態度をもって

⁸¹ 武器禁輸が憲法規範を具体化するものということではできらるであろうが、判決のいうように憲法が武器輸出を禁じているとまでは言えまい。平和憲法の下での貿易体制において、憲法規範を具体化する方法は複数あるのであり、歴史的展開の中でわが国では武器禁輸が選択されてきたのである。

⁸² この事件を詳細につづっているのが、前掲書『武器輸出』（注80）である。

⁸³ 衆議院では1981年3月21日、参議院では1981年3月31日になされた。

対処すると共に制度上の改善を含め実効ある措置を講ずべきである。
右決議する。

この決議をうけ、日本兵器工業会は定款を改正し、実施事業項目から「輸出振興に関すること」を削除することとなった。実質的には、1967年に三原則が出されたときから、会の方針としては輸出を諦めていたとのことであるが、この国会決議が出されたことで正式に武器輸出振興を断念したのである⁸⁴。

(6) 例外として 一対米武器技術供与

実は国会で武器輸出に関する決議がなされた一方において、時を同じくして禁輸政策を緩和に向かわせる圧力がアメリカから加えられていた。堀田ハガネ事件がスクープされる数ヶ月前の、1980年9月に行われた日米技術・装備定期協議第一回の会合で、アメリカから武器技術提供を受けたい旨が打診される。そして、国会決議がなされた三ヵ月後の1981年6月に、アメリカから武器技術を相互交流にすべきとの問題提起が正式になされた。

「日本はアメリカ製武器のライセンス生産を通じて習得した高度な技術を民生部門に転用して、技術的に飛躍した。しかし日本の厳しい輸出規制の結果として技術の流れは一方的でしかない。相互交流にすべきだ」といった日米経済摩擦を背景にした主張である。

既に朝鮮特需やベトナム特需という形で、アメリカ軍の兵站基地として日本は機能させられてきた。そして在日米軍が日本で調達した武器を含む物資は、すべて外為法及び輸出令の規制がかかることなく、アメリカに出て行っているものであり、その意味では既に武器輸出三原則の精神の完全なる実施は阻まれてはいた。しかし輸出管理上の政策としては、アメリカにも武器や武器技術を輸出しないことになっていたため、アメリカの意向に沿うためには、難しい対応が迫られたのである。

紆余曲折を経た後、中曽根康弘首相の「首相裁断」がなされ、1983年1月

⁸⁴ 前掲書『三十年史』(注71) 33頁。

14日、中曽根内閣は閣議で対米武器技術供与を三原則の例外⁸⁵とすることについて了承し、後藤田正晴官房長官が下記談話を発表した。さらに、閣議後の記者会見で対米武器技術供与の対象は武器の試作品までであり、武器そのものは含まれないことなどが明らかにされた⁸⁶。

一、日米安保体制の下において日米両国は相互に協力してそれぞれの防衛力を維持し、発展させることとされており、これまで我が国は米国から防衛力整備のため、技術の供与を含め各種の協力を得てきている。近年我が国の技術水準が向上してきたこと等の新たな状況を考慮すれば、我が国としても、防衛分野における米国との技術の相互交流を図ることが、日米安保体制の効果的な運用を確保する上で極めて重要となっている。これは、防衛分野における日米間の相互協力を定めた日米安保条約及び関連取極の趣旨に沿うゆえんであり、また、我が国及び極東の平和と安全に資するものである。

二、政府は、これまで武器等の輸出については武器輸出三原則（昭和51年2月27日の武器輸出に関する政府方針等を含む。）によって対処してきたところであるが、上記にかんがみ、米国の要請に応じ、相互交流の一環として米国に武器技術（その供与を実効あらしめるため必要な物品であって武器に該当するものを含む。）を供与する途を開くこととし、その供与に当たっては、武器輸出三原則によらないこととする。この場合、本件供与は日米相互防衛援助協定の関連規定に基づく枠組みの下で実施することとし、これにより国際紛争等を助長することを回避するという武器輸出三原則のよって立つ平和国家としての基本理念は確保されることとなる。

⁸⁵ ちなみに三原則の例外として、この対米技術供与と後述のMD関連品（三二）以外には、対人地雷除去にかかわる機材や中国に旧日本軍が遺棄した化学兵器を撤去する機材がある。

⁸⁶ 朝日新聞1983年1月14日夕刊。

三、なお、政府としては、今後とも、基本的には武器輸出三原則を堅持し、昭和56年3月の武器輸出問題等に関する国会決議の趣旨を遵守していく考えであることは言うまでもない。

「供与は日米相互防衛援助協定の関連規定に基づく枠組みの下で実施する」ので「平和国家の基本理念は確保される」とは、こういうことである。日米相互防衛援助協定（昭和29年条6号）は、1条で事前の同意なく他政府に装備、資材、役務その他の援助を移転してはならないという第三国移転制限を課している。つまり、対米武器技術供与によりアメリカへ武器技術が流れることにはなっても、アメリカを通じて他国に日本の武器技術が流れることはないという歯止めが—それが有効であるかどうかは別としても—付けられていたのである。

圧倒的な軍事技術大国であるアメリカが、日本のどのような武器技術を欲していたのか。アメリカ国防省から派遣された調査チームが興味を示した日本の技術に着目しよう。派遣チームは、日本電気、日立、富士通、三菱電機、東芝、シャープ、住友、そして松下といった先進エレクトロニクス企業を訪問して、光電子工学およびミリ波技術を調査した。その調査項目は「軍事固有の技術分野は少なく、ほとんどの技術は、軍事技術に転用可能であるとはいえ、日本では軍事技術とはみなされていない分野」であり、「中には、ローカル・エリア・ネットワークや放送衛星受信技術のように、かなり、軍事技術とは距離のある分野までも含んで」いた⁸⁷。

アメリカからは、将来的な純粋軍事技術の移転や武器の共同生産の可能性も示されていたものの⁸⁸、この時点でアメリカが欲していたのは、「武器」技術というよりもむしろ、潜在的な軍事技術への転用威力の高い「汎用」技術なのである。アメリカの狙いについて、次のような見方もなされた。ハイ

⁸⁷ 長門洋「『米国防省技術チーム報告』について」正論特別増刊14号180頁（1985年181頁）。

⁸⁸ 朝日新聞1981年12月16日。

テク分野で日本がアメリカよりも高い技術を有する、エレクトロニクス・コンピュータ領域の技術を「対米武器技術供与」によって取り込み、「自らの兵器市場を拡大し、かつ日本軍事産業を下請け化する上での絶好のチャンス⁸⁹」と見ているのだ、と。

なお、これまでアメリカへ技術供与した例は、次の通りである。①海軍の武器たる艦船の建造のための技術、②次期支援戦闘機関連技術、③P-3C搭載用デジタルフライトコントロールシステムにかかわる技術、④ダクテッドロケットエンジン共同研究関連技術、⑤先新鋼技術共同研究関連技術、⑥戦闘車両用セラミックエンジン、⑦アイセーフレーザレーダー、⑧支援戦闘機システムの生産にかかわる技術、⑨ACESII 射出座共同改修関連技術、⑩先進ハイブリッド推進技術共同研究関連技術、⑪浅海域音響技術、⑫弾道ミサイル防衛共同技術研究関連技術、そして⑬野戦砲用高安全性発射薬である。

以上で三原則の歴史的な展開については、ひとまず終えることにして、次に武器禁輸政策のありようを概観する。

2 禁輸政策のありよう

(1) 武器の輸出について

わが国の輸出管理は三原則などによって厳しく運用されていると言われるが、具体的には武器の輸出はどのような状況にあったのか。これを貿易統計から読んでみたい。貿易統計とは、輸出入貨物が税関を通過する際に提出される資料に基づいて作成されるもので、財務省関税局が作成している。統計における武器は、輸出令にいう武器と同じではないこと、そして輸出額にはクレーム輸出と呼ばれる、不具合による返品、修理または異品のための輸出も含まれていることから、正確に武器輸出を捉えることはできないものの、参考にすることはできるだろう。

表4は、1965年から2003年にかけての、「軍用の武器(93.01項)」、「けん銃(93.02項)」、「その他の火器(93.03項)」、「その他の武器(93.04項)」

⁸⁹ 坂井前掲書(注55)304頁。

表4

年	軍用の武器 (けん銃お よび93.07 項の武器を 除く)	けん銃	その他の 火器	その他の 武器	武器の部 分品	爆弾	刀・剣	合計
1987からの分類	93.01	93.02	93.03	93.04	93.05	93.06	93.07	93計
1976から1987	93.03	93.02	93.04	93.05	93.06	93.07	93.01	93計
1965から1975	951-020	951-050	894-3** (894-329を 除く)			951-060	951-040	951計
1965	192.6	28.2	1025			83		
1966	192.6	46.4	1467			1		
1967	0	72.7	1533			17		
1968	0.6	82.2	1940			3		
1969	0	4.5	2918			43		
1970	0.7	0.2	2985			1208		
1971	0.4	2.8	4089			1256		
1972	0	21	5195			1314		
1973	0	0	5438			1772		
1974	0	0.5	7504			159		
1975	0	0	8816			2332		
1976	0	0.9	8753	42	1336	77	32	10240
1977	0	0	9210	48	2587	52	22	11918
1978	0	0	8232	7	3023	74	34	11370
1979	0	0	8111	17	3211	92	167	11597
1980	0	0	10427	78	3799	109	157	14570
1981	0	0	9237	128	4146	181	134	13825
1982	0	0	8877	73	4978	162	151	14241
1983	0	0	7220	115	4366	167	219	12086
1984	0	0	7177	97	5503	127	359	13264
1985	0	0	8326	54	3860	99	402	12742
1986	536	1	173	72	3246	25245	3	29276
1987	0	0	5268	252	4632	64	232	10448
1988	0	0	4985	269	3814	73	205	9346
1989	0	0	4830	252	4589	24	224	9919
1990	0	0	5305	276	5552	7	198	11338
1991	0	0	4835	321	4803	18	269	10246
1992	96	11	4926	499	4836	526	176	11069
1993	1	6	4816	522	4675	5	156	10182
1994	33	5	4776	491	4304	3802	128	13539
1995	0	0	4369	390	3612	4	92	8466
1996	12	1	4251	28	3793	5	93	8183
1997	0	0	3476	11	3495	5	84	7071
1998	0	0	3310	10	3244	3802	91	10457
1999	0	0	3670	270	3635	8659	75	16309
2000	2	0.4	3650	838	4904	16380	256	26031
2001	0	0	3493	542	3479	6804	158	14476
2002	816	0.2	3557	705	3128	11071	91	19368
2003	118	0	3808	753	3774	152	82	8689

単位 百万円

※ 1965年から1975年までは、分類が異なるため、比較のために、「軍用の武器」「けん銃」「その他の下記」「爆弾」を取り出している。

出所：『日本貿易月表』より、筆者作成。

「武器の部分品（93.05項）」、「爆弾（93.06項）」、そして「刀・剣（93.07項）」の通関データである。

「軍用の武器」には次のような品目が含まれている。自走式の火炮、その他の火炮、ロケット発射装置、火炎放射機、てき弾発射機、魚雷発射管その他これらに類する発射装置、その他の軍用の武器である。「その他の火器」は、たとえばスポーツ用の散弾銃やライフルなどで、「その他の武器」とは、スプリング銃、空気銃及びこん棒であり、「けん銃」は、これらを除いたものとなっている。「武器の部分品」とは、上記に挙げた品の部分品及び付属品である。そして「爆弾」には、爆弾、手榴弾、魚雷、機雷、ミサイルなどが含まれ、「刀・剣」には、刀、剣、やりなどが含まれる⁹⁰。

表中で網掛けがしてあるのは、三原則が表明された年と強化された年である。「軍用の武器」欄、「けん銃」欄共に、三原則表明によって輸出額が激減したことが見て取れる。それでも細々とは続けられていた輸出が、三原則が強化されたことで、76年からは90年代に入るまで、ほとんどゼロの年が続く。三原則の明らかな影響を読み取ることができるだろう。

ところでストックホルム国際平和研究所（SIPRI）の通常兵器取引データによると、この表には載っていない輸出がある。SIPRIが対象とする通常兵器とは、軍用艦艇、航空機、戦車・装甲車、大砲、誘導レーダーシステム、そしてミサイルである（正規の政府以外への移転も含む）。1950年から2003年までにデータベースに登録されている取引は、ライセンス供与を含めて41件であった⁹¹。たとえば60年代後半には、ベトナム戦争関連の武器輸出が認められており、そのほかにも、双発プロペラ機（MU）や、アメリカにライセンス供与されたビーチジェット400Tという訓練用の輸送機などの輸出が、

⁹⁰ 税関のホームページに輸出統計品目表が載っている。19部93類が武器関連品目（「武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び付属品」）である。

URL<<http://www.customs.go.jp/yusyutu/2004/data/93r.htm>>。

⁹¹ 2005年1月14日付けで提供を受けた The SIPRI arms transfers database より。SIPRIでは、公式に発表される取引だけでなく、新聞、書籍、年鑑、公文書など様々な情報源を用いており、データベースは、新データが入手され次第アップデートされる。

データベースに登録されている。

しかし SIPRI により通常兵器取引と目される輸出があるとはいえ、これらを考慮に入れてもなお、日本からの武器輸出には大きな特徴がある。それは、他の先進諸国と比べて、日本からの通常兵器輸出⁹²が、極めて小さな値に留まっている点である。多くの年で取引の記載は無く、あってもその値は、他国と比べて著しく小さい。ちなみに1999年から2003年までの5年間の輸出データには登録がない⁹³。スウェーデンも厳しい軍備輸出管理体制を敷いていることで有名であるが、同じく1999年から2003年の期間で、トータルでの通常兵器輸出動向指数値は1,171百万米ドル、ランクは世界11位である⁹⁴。日本からの通常兵器輸出の小ささが際立つ。三原則を運用における指針として、規制的かつ抑制的な輸出管理が行われてきたと言えるだろう。

尚、武器輸出に関して企業が海外への販売を自粛してきた側面もあることに触れておく。たとえば武器にあたるかどうか国会で議論の対象となったUS1は、結局のところ禁輸政策の対象外であるとされたが(二1(4))、その後も航空機メーカーが自主的に輸出を控えてきていたのである⁹⁵。

(2) 禁輸政策がもたらしたこと

次に三原則の存在がわが国にもたらしてきたことを、二つの例から見てみることにしよう。

① 企業の低い軍需依存度

一つ目の例として企業の低い軍需依存度を挙げる。日本では輸出を前提と

⁹² SIPRI では、武器の性能に応じた標準価格でウェイト付けした金額を米ドル基準年価格表示しており、動向指数値である。

⁹³ ちなみに、通常兵器輸入については、1999年から2003年までのデータで、世界15位にランクインしている。輸入動向指数値は、1,795百万米ドルで、そのほとんどがアメリカとの取引である。

⁹⁴ SIPRI YEARBOOK 2004: ARMAMENTS, DISARMAMENT AND INTERNATIONAL SECURITY 479 (2004). 1990年を基準年とする。

⁹⁵ しかし2004年に武器輸出三原則が緩和されることになったので方針を転換し、積極的に海外へ売り込みを始めている。朝日新聞2004年11月28日。

表 5

ランク	企業名	国	兵器売上(百万ドル) (Arms sales)	軍需依存度 (%)
1	ボーイング	アメリカ	20500	38%
2	ロッキードマーティン	アメリカ	18870	71%
3	ノースロップグラマン	アメリカ	17800	79%
4	レイセオン	アメリカ	15250	91%
5	BAE システムズ	イギリス	14070	77%
6	ゼネラルダイナミクス	アメリカ	9820	71%
7	タレス	フランス	6840	66%
15	三菱重工業	日本	2780	13%
39	川崎重工業	日本	880	9%
52	三菱電機	日本	590	2%
57	石川島播磨重工業	日本	550	7%
76	東芝	日本	400	1%
80	NEC	日本	390	1%
95	小松製作所	日本	290	..%

出所：The SIPRI List of Top 100 arms-producing companies in 2002.

した軍需産業が育っておらず、ほぼ自衛隊装備調達のみで市場が限られていることの結果として、防衛関連に携わる企業が軍需に依存する度合いは軒並み低くなっている。

表 5 は、SIPRI の武器売上げ上位100社リスト（2002年）から、上位 7 社とランクインした日本企業 7 社を抜き出したものである。これら二つのグループの軍需依存度は対照的である。日本の企業の軍需依存度は、極めて低い。調達額が大きいので15位にランクインした三菱重工業ですら、依存度は13%である。日本の企業については、「軍需産業というよりも、軍需装備品を一部で生産する民需企業に過ぎない⁹⁶」という評価もなされている。

軍需依存度が低く抑えられたことにより経済的なアドヴァンティジがもたらされた。というのも、民需生産で利益を得なくてはいけないことから、

⁹⁶ 鈴木通彦「世界の軍需産業の動向」THE WORLD COMPASS 2003年 4月号20頁（2003年）23頁。

「日本資本主義は激しい価格競争下で生産性向上による競争体質が強くなり国際競争力の強化に結びつ⁹⁷」いて、戦後の経済発展が支えられたのである⁹⁸。

そして更に、政治過程が軍事の論理で歪められることを防いできた利点もある。軍需に依存しなくても企業経営ができるため、国の防衛政策に意向を反映させようという動機が、産軍複合体の大きな弊害が指摘されるアメリカ⁹⁹と比べて小さい¹⁰⁰。そこで、安全保障や防衛といった国の重大な政策決定に際し、政策決定過程自体が軍需産業界の圧力で大きく歪められるといった事態は避けられてきている。

一で述べたように日本では、輸出管理が国家の安全保障という観点からではなく、主として経済的な観点から長いこと捉えられてきたが、これにはこの低い企業の軍需依存度という事情も影響しているだろう。禁輸政策の存在が企業の低い軍需依存度をもたらし、低い軍需依存度もまた禁輸政策の存続を助けてきた側面が存在するのである。

② 軍縮外交の支えとして

次に軍縮外交分野で三原則が果たしてきた役割に注目したい。日本は戦後、積極的な軍縮外交を行ってきており、その成果の一例としての国連軍備登録制度を取り上げる¹⁰¹。

これは1991年に日本が EC 諸国と協力して国連総会に提出し、圧倒的多数で採択された、「軍備の透明性」に関する決議により設置された制度である。国連加盟各国は毎年、戦車、装甲戦闘車輛、大口徑火砲、戦闘用航空機、攻撃ヘリコプター、軍用艦艇、そしてミサイル及びその発射基という7つのカ

⁹⁷ 渡辺治『現代日本の帝国主義化 形成と構造』（大月書店、1996年）163頁。

⁹⁸ 同旨の指摘として、富山前掲書（注58）177頁。

⁹⁹ 広瀬隆『アメリカの巨大軍需産業』（集英社新書0087）（集英社、2001年）。特に第4章以降。

¹⁰⁰ 渡辺治『政治改革と憲法改正』（青木書店、1994年）272頁など。

¹⁰¹ 本稿で取り上げた例の他にも、小型武器問題での日本のイニシアティブや、「人間の安全保障」への積極的な対応などが挙げられるだろう。

テゴリーの武器につき、前年の輸出入数量を輸出入先国のデータとともに国連に提出するよう求められている。

制度の目的は、兵器移転を中心に軍備の透明性及び公開性を高め、それによって各国の信頼を醸成し、過度の軍備蓄積の防止を図ることにある。これは従来の武器取引規制などとは異なり、機密が付きものの軍事分野で透明性及び公開性を高めることにより、必要以上の軍備蓄積を避けようとするものである。当時の海部俊樹首相のイニシアティブが成功の一つの理由とも指摘されており¹⁰²、制度設置につき、わが国の貢献は大きかった。そして発足後においても、積極的な取り組みが維持されており、日本の果たしてきた役割は高い評価に値する。

比較的早い時期に国際社会が一致して規制に取り組み始めた大量破壊兵器の場合と異なり、通常兵器は国家固有の権利である自衛権を行使するための不可欠の手段であるという認識が国際社会に存在してきたために、通常兵器の国際取引は原則自由であった。「通常兵器は世界規模での軍縮の対象外とされ、一種の聖域と見なされてきたのである¹⁰³。そのような中で国連軍備登録制度設置について日本がイニシアティブをとることができたのは、各国から日本が「死の商人ではない」と認められていたことにより、クリーンな立場で導入を働きかけることができたためであった。すなわち、禁輸政策との関係で述べれば、これを有することにより、わが国は武器移転という外交カードを放棄していることを表明しているのであり、それゆえに諸外国に対し武器移転制限を説得的に働きかけることができたのである。

日本が積極的な軍縮外交を行うことのできる背景には、この武器輸出三原則や非核三原則など、憲法の平和主義を具体化する諸施策の存在がある¹⁰⁴。たとえば次の言葉は、外務省の軍縮担当官のものであるがゆえに、説得力が

¹⁰²1991年5月に京都における国連軍縮会議にて国連決議を提出すると演説した。「国連総会決議成立までには、紆余曲折があったが、日本の首相案件だということで、各国も一目おいて真剣に受け止めた面がある」黒澤満編『軍縮問題入門』（東信堂、第二版、1999年）176頁（神余隆博執筆担当）。

¹⁰³堂之脇前掲論文（注4）59頁。

あるだろう。これら諸施策は、「今私たちが軍縮外交を行う際に、非常に大きな資産となっています。日本が行っているモデルを世界に広めていくことは、軍縮外交の一つの側面ではないかと思っています」と¹⁰⁵。

まとめ

二で主に扱った時期は東芝機械事件以前であり、安全保障と輸出管理を切り離して理解する中で(一2(1)参照)、平和憲法が輸出管理について意味するところの解釈として、世論や国会決議そして国会での答弁などが積み重ねられていった展開期である。

これにより武器禁輸政策の存在自体が有する機能、すなわち日本は武器移転という外交手段を放棄していることを伝える象徴的な機能が定着することになり、政策ではありながら容易には覆すことができない存在となったのである。

そのために、1983年の対米武器技術供与の例外化がなされても、三原則の理念が一挙に掘り崩されることにはならなかった。厳しい輸出管理運用そのものは維持されて、少なくとも最近まで武器兵器や潜在的武器の輸出に対し

¹⁰⁴このことを指摘する論稿は数多い。神余前掲論文(注21)3頁(武器移転問題について、三原則があったおかげで「比較的クリーンハンドで望めるという有利な状況にあった」ことの指摘する)。外務省軍備管理・科学審議官組織監修『日本の軍縮・不拡散外交』(2004年)(同『わが国の軍縮外交』(2002年)の第二版)167頁(小型武器規制に主導的な役割を果たせることについて、「日本は武器輸出を原則的に行っておらず、輸出を前提とした軍需産業もないことから、国際社会をリードできる立場にあるといえる」と指摘する)。佐藤前掲論文(注78)45頁(通常兵器移転登録制度設置について「日本外交が積極的に展開できた背景には、日本が堅持してきた『武器輸出三原則』があったことを忘れてはならない。これがあってこそはじめて、日本のイニシアティブが説得力を確保できたからである」との指摘をする)。浅田編前掲書(注3)(山本執筆)125頁(国際的な輸出管理レジームでの日本の働きについて「武器輸出3原則を国是とし、『死の商人』のレッテルを貼られずに済んできた日本の発言力はどの参加国にも増して大きく、こうしたフォーラムの場で『顔』のみえる軍備管理・輸出管理外交を展開できる数少ない大国であり、また日本の不拡散戦略の独自性と創造性をアピールできる分野である」と指摘する)。

¹⁰⁵「座談会 軍縮・不拡散への挑戦に国際社会はどう立ち向かうか」外交フォーラム182号18頁(2003年)24頁(小笠原一郎外務省軍備管理軍縮課長発言)。

での「歯止め」となり続けてきたのである（三二）。

しかし冷戦終焉後の世界の変化とともに、武器禁輸政策をめぐっても様々な問題がつきつけられている。果たして現代的な状況に対してこれまでの枠組みは有効でありうるのか。また何が求められているのか。

三 冷戦終焉後の変化の中で

東西冷戦終焉後の様々な変化の中で武器禁輸政策にとって関係が深いのは、武器国際共同開発の進展である。これを背景にして三原則見直しの提言は、これまでとは質的に異なってきている。三ではまず、武器の国際共同開発をめぐって産業界と自民党国防族がどのような立場をとっているのかを確かめ、2004年になされたMD関連品の三原則例外化を概観する（三一）。

軍事用途にも用いられうる民生品をどのように規制するのかという汎用品規制問題は、冷戦後の第三世界への大量破壊兵器拡散防止という観点から、その重要性が益々大きくなっている。本稿最後にこの問題を取り上げ、冷戦後の変化の中で禁輸政策を維持することについて考察する（三二）。

1 武器の国際共同開発

(1) 産業界の要求

① 背景

軍需産業界は兵器国産化路線の下で、防衛産業基盤の維持及び発展を訴えて、幾度も武器輸出規制緩和を提言してきているが、近時には路線の変化が見られる。アメリカ等との共同開発路線による生き残りの模索である。その背景にある事実として、次の二点を指摘したい。

第一には、武器の国際共同開発の進展である。冷戦後の防衛力削減及び国防予算削減は、軍需産業界の生き残りを賭けた大規模な買収・合併・合同という大再編をもたらした¹⁰⁶。これはアメリカを震源としヨーロッパにも波及したもので、再編劇は90年代に亘って繰り広げられ、今世紀に入り一段落

¹⁰⁶軍需産業の再編について、広瀬前掲書（注99）、鈴木前掲論文（注96）。

している。その大変化の様子をアメリカを例にとり、図1と図2にある国防総省受注契約額の変化から見てみよう。これは、ベルリンの壁が崩壊した1989年と、1998年のランクの比較である。10年ほどの間に整理統合されて、一部の巨大な中心企業とその他の小規模な企業といった具合に二極分裂していることが分かる¹⁰⁷。

軍需産業界の大再編は、数年おくれてアメリカからヨーロッパへと波及し、ヨーロッパでも国内統合とそれに次いで資本及び研究開発の提携や一部の域内統合が進んだ。大再編が世界規模で展開される中で、軍事技術や装備の高度化及びハイテク化が一層進み、現在ではアメリカもヨーロッパも、一国では防衛研究開発を負担できない状況が生まれている。そこで90年代終りごろから、多国間における共同研究や開発の速度が加速したのであった。

第二点目は財政事情の困窮である。防衛関係予算が減らされているところへ、MD関連予算が新たに加えられたことに起因して、わが国の軍需産業をめぐる状況はたいへんに厳しい¹⁰⁸。たとえば、平成16年度防衛関係費は、防衛関係費が48,764億円で、対前年度伸率は-1%、過去最大の削減率である。その中で、新規の正面契約額¹⁰⁹は8,010億円で、対前年度伸率+5%、このうちMD関連の新規契約額は922億円で、新規契約額の11.5%を占めている。MDシステム以外の既存の正面装備は7,088億円で対前年比542億円減である。つまり、この既存の正面装備を抑制することによって、MDに関わる費用を捻り出しているのである。そこで、研究開発費の削減、研究開発期間の短縮、生産単価のコストダウン、最新兵器技術の効率的導入などが求められるに至っている。

これらの事情は、近時の防衛産業界からの提言を方向づける要因である。

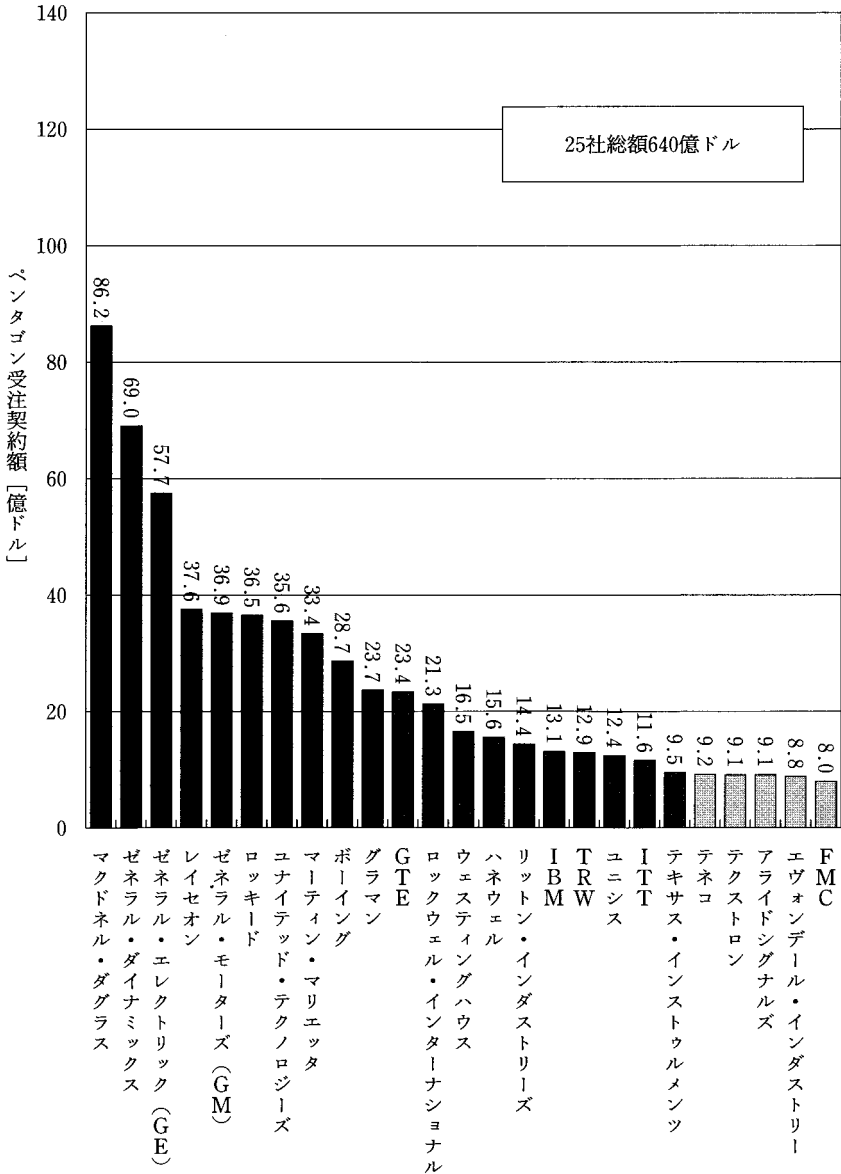
¹⁰⁷なお、2002年にノースロップ・グラマンとTRWが合併し、巨大な四社体制となっている。

¹⁰⁸ここでの数字は、『平成16年度防衛白書』97頁、藤田利彦「平成16年度防衛関係費について」ファイナンス2004年3月号31頁による。

¹⁰⁹主として直接戦闘に使用する火器、戦車、戦闘機、護衛艦、弾薬等の装備に関する契約である。

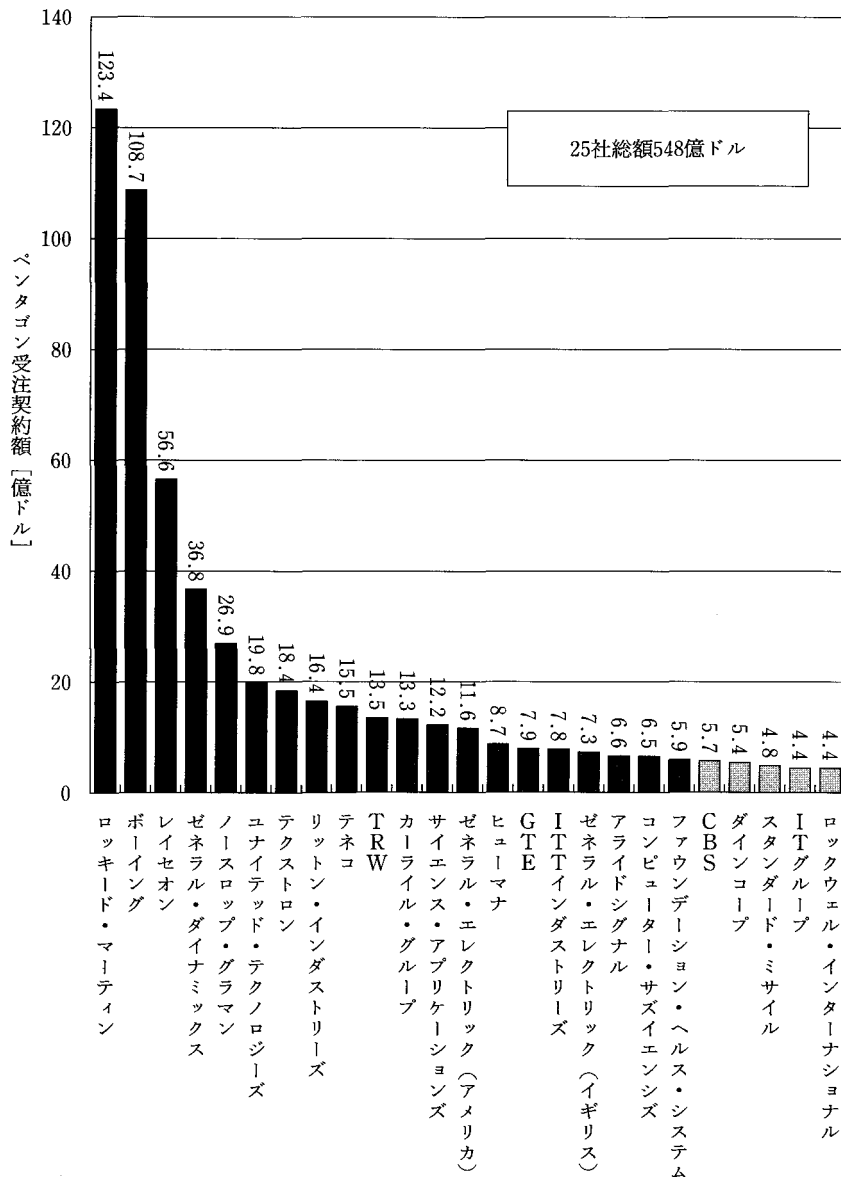
武器輸出三原則を考える

図1 アメリカ軍需産業25社(再編前) 1989年(ベルリンの壁崩壊時)



出所：広瀬隆『アメリカの巨大軍需産業』（集英社、2001年）38頁

図2 アメリカ軍需産業25社（再編後） 1998年



出所：広瀬隆「アメリカの巨大軍需産業」（集英社、2001年）39頁

以下では、1995年、2000年、そして2004年になされた経団連からの提言から¹¹⁰、特に武器輸出三原則見直し関連部分に重点を置いて内容を紹介し検討する。

② 経団連1995年提言

「新時代に対応した防衛力整備計画の策定を望む」（1995年5月11日）は、戦後一貫して求められてきた防衛装備の国産化推進の立場から、冷戦終焉後の新しい世界の中での日本の防衛力整備について提言する。欧米諸国と異なって国営の軍需工場が存在しない日本では、産業界がこれの代わりとなって担っているとして、防衛生産及び技術基盤の維持強化を強く政府に求めるものである。三原則見直しとの関係で提言の最後で次のように述べられているところに注目したい。

「わが国としては、装備品のハイテク化・高価格化と防衛費の圧迫傾向に対処するため、米国等との国際協力を検討する必要がある。まずは、安全保障上、深い関係にある米国との間で、輸出管理政策の運用、研究開発成果の取扱い、民生技術に係る企業の権利保護等を解決し、共同研究開発・生産を円滑に実施できる環境を整備すべきである」、と。

このように1995年段階では、アメリカやヨーロッパで繰り広げられている軍需産業界の大再編を横目に共同研究開発への志向は見られるものの、いまだ提言は抽象的である。共同研究開発が生産段階に入れば、武器輸出三原則で禁じられる武器に該当するため輸出ができず支障をきたすが、その前の段階でより実際上障壁となるのは、軍需品と汎用品の区分である。そこで、広くアメリカ以外の国との協力も視野に入れながら、装備品開発の国際協力が可能となるように、輸出管理政策の運用を見直すことが求められているのである。

この提言の後、産業界の動向に大きな影響を与える事態の展開があった。

¹¹⁰すべて経団連 HP（政策提言・調査報告のページ）で入手可能である。
URL<<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/index.html>>.

1996年4月に「日米安全保障体制に関する共同宣言」が出され、そこで<日米の防衛装備・技術面での幅広い交流の充実>が掲げられたが、これを受けて「日米安全保障産業フォーラム(IFSEC)」が1997年に結成されたのである¹¹¹。その目的は、日米の軍需産業界の対話の促進、および軍需産業界が直面する課題について両国政府に提言することにある。IFSECの結成はその後の共同開発に関する論調に大きな変化をもたらした。IFSEC提言については後でふれる(三2(3))。

③ 経団連2000年提言

「次期中期防衛力整備計画についての提言」(2000年9月19日)では、地域紛争やテロへ対応できる防衛力整備が必要であるとし、国産開発による防衛技術基盤を維持することが重要であると述べるが、アメリカやヨーロッパでの軍需企業の大再編や、国際共同研究が進む中、「わが国防関連企業も、そのような世界の動きから孤立して技術基盤を維持していくことは困難であり、技術基盤の強化に努める一方、米国防衛企業等との連携(包括連携、試験・要素研究)や共同開発、国内における同様の提携等も視野に入れる必要がある」とする。

¹¹¹ IFSECについてURL<<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2003/005.html>>。

日本側の事務局は経団連防衛生産委員会に置かれており、委員となっている企業は三菱重工業、石川島播磨工業、川崎重工業などである。アメリカ側の委員企業には、ボーイング、ゼネラル・エレクトリック、ロッキード・マーティンなどが入っている。なお、この組織には、日米両政府が全面的な支援をしている。

1997年1月にワシントンD.C.で行われた第1回共同会合に出席しての感想を、西岡喬(三菱重工業常務取締役(当事))は次のように書いている。「意見交換の中では、かつてのように、米国が日本への防衛技術の一方的な流出を批判して、その見返りに日本の民生技術の提供を求めるといった姿勢は見られなかった。また、FS-X等で問題となった日米防衛技術摩擦も、今回は表面的には大きなテーマとならなかった。むしろ、日米協力は双方の産業界にとって互恵的なものであるべきで、その環境整備に向けて日米が協力して取り組もうという認識が双方で生まれつつあると感じた。」西岡喬「日米の防衛装備・技術協力の推進に向けて」月刊 keidanren1997年3月号28頁(1997年)29頁。

つまり、IFSEC が結成されて日米の産業界の連携関係が緊密になったことを背景に、1995年提言よりも具体的に、「米国防衛企業等との連携」が語られているのである。

そして今後の課題としては、「国内生産・技術基盤を維持しつつ、国際的な共同開発・生産の動きにも対応していくため、輸出管理政策、知的所有権の保護等につき、共同研究開発・生産を円滑にできる環境を整備すべきである」と、1995年提言とほぼ同じ内容で共同開発に向けた提言がなされている。

④ 経団連2004年提言

「今後の防衛力整備のあり方について 一防衛生産・技術基盤の強化に向けて一」（2004年7月20日）では、軍需産業界だけにとどまらず広く日本産業界の関心事として、共同研究開発が語られている点が特徴的である。武器輸出三原則との関係で、求められていることをまとめれば次のようになる。

「多国間共同開発が世界大で進展しており、そこでは更なる技術革新が生まれている。日本のような資源のない国が今後生き残るためには、〈軍需・民生の垣根を越えた科学技術の保持〉が必要である。世界最高水準の科学技術創造立国とならないと、国際的な競争力を今後維持することができない。そこで日本も共同開発に参加する必要がある。ところが、現実には武器輸出三原則があるために国際共同開発チームに入れず、日本は取り残され孤立しつつある。国益に沿うよう三原則をはじめ輸出管理を見直すべきである」と。

ここで上記の主張に関して次の三点を取り上げたい。第一に提言の前提とする状況認識である。「防衛産業も抜本的に変わらなくてはいけない」とする。地域紛争、テロ、大量破壊兵器の拡散などの新しい脅威・危険から国民の安心と安全を守ってかつ国際貢献を果たすために、「防衛力の質的な変化」が求められているとし、同時にそれに対応して防衛産業も抜本的に変わらなくてはならないのだという。これは従来の防衛生産中心の「装備の国産化」路線から、先端技術立国のための「共同開発への参加」路線へのシフトを意味するだろう。

第二点目は、防衛技術基盤の内容である。今後の安全保障基盤の強化として防衛技術基盤の強化が語られているが、そこでは科学技術創造立国をめざす日本にとって、「民生、防衛を問わず先端技術は、産業の競争力強化、経済の活性化に不可欠である」との位置づけがされている。すなわち、先端民生技術が防衛技術基盤として語られている。

このことは、すぐ後ろの「先端技術の育成・強化と安全保障への積極的な利活用」の中でより詳しく説明されている。「わが国では、従来、防衛技術と民生技術は、政策上、別個のものとして扱われがちであったが、今後は、防衛、民生を含めた広範囲の総合的な科学技術の向上とフレキシブルな対応能力の涵養こそが」重要である、と。

テクノロジーの進歩した現在の戦争で用いられる「武器」とは軍需技術の塊ではなく、軍需技術と先端民生技術の複合体になっていることを反映した認識といえる。

第三点目は国際共同開発についての考え方である。次のように言う。

「このような連携（国際共同研究のこと、引用者注）を通じて、さらに高度な技術革新が生まれ、また、多国間の同盟関係や企業関係の連携関係の一層の強化が図られている。一方、わが国では、武器輸出三原則等により、防衛生産分野において他国と連携することが制約されている。すでに、わが国は先進国間の共同開発プロジェクトの流れから取り残されており、将来の防衛装備に係る技術開発面、コスト面、ひいては、わが国の安全保障全般に対する影響が懸念される」、と。

「取り残されている」という言葉遣いからも、経済界の焦りのようなものが感取される。上で述べた第二点目と合わせると、意図するところは明らかである。共同開発によって生まれる技術革新についてゆかないと、先端科学技術を保持することはできず、資源のない日本は今後競争力を維持できなくなる、と。そこで国際共同開発による防衛技術基盤の強化がひとり軍需産業界のみならず、経済界全体の関心事へと変化しつつあるのである。

以上を前提として輸出管理政策については、防衛基盤を強化するための方

策の一つとして次のように述べられている。

「装備・技術の国際共同開発の傾向が強まるなか、わが国ではこのような機会への参加や海外企業との技術対話も制限され、最先端技術へのアクセスができない。すでに、日本の防衛産業は世界の装備・技術開発の動向から取り残され、世界の安全保障の動きから孤立しつつあり、諸外国の国際共同開発の成果のみを導入するといった手法には懸念が生じている」として、現行の輸出管理政策のあり方の再検討を強く主張する。具体的には、三原則の基本理念は引き続き尊重しながら、「一律の禁止ではなく、わが国の国益に沿った形で輸出管理，技術交流，投資のあり方を再検討する必要がある」というのである。

この部分でも日本が「取り残され」「孤立しつつある」といった感情に訴えかける言葉が用いられているのが目を惹く。また、ここでは2003年末の閣議で導入が決定したMDとの関係で、三原則緩和を求める議論がされているのではないことにも、注意が払われるべきであろう。「MD共同開発で武器部品の輸出が必要とされるから三原則緩和を求める」といった個別対応が求められているのではなく、より一般的に武器（武器技術）の国際共同開発及び生産の為に緩和が求められているのである。

(2) 自民党国防部会による提言

2004年の緩和の背景を理解するには、以上の産業界からの要求とともに、自民党国防部会による新・輸出管理原則案の提言を合わせ読むべきである。「新しい日本の防衛政策―安全・安心な日本を目指して―」（2004年3月30日）では、経団連2004年提言と同じような言葉を用いながら、武器輸出三原則について大要次のように述べている¹¹²。

「国内外の安全保障環境の変化の結果として、現在は技術と費用の面から国際的な武器共同研究開発及び生産が不可避となっている。ところが三原則

¹¹²自由民主党のHPで入手可能である。URL<<http://www.jimin.jp/jimin/saishin04/seisaku-006.html>>.

は武器輸出を禁じることによって実質的に共同開発を妨げている。わが国だけが取り残されないためにも、世界の先端技術へのアクセスのためにも時代に合わなくなってきた輸出管理政策の見直しが必要である。三原則は昭和42年に明らかにされたものであるが、それから35年以上を経過した現在、現代的な意味があり得るのだろうか。これを再定義し、厳正な輸出管理を継続した上で共同開発ができる環境を作る必要がある」と。

注目したいのは、「新しい武器及び武器関連技術に関する輸出管理原則案」として、次のような外為法と輸出令の運用方針を提案している点である。

「次の場合には武器の輸出は認められない。ア 国連決議等によりテロ支援国又は人権侵害国とされた国向けの場合、イ 国連決議により武器等の輸出を禁止されている国向けの場合、ウ 国際紛争が発生している地域向けであり、武器等の輸出の結果、その地域の紛争を助長することとなる場合、エ 輸出貿易管理体制が十分に整備されていない国向けの場合。そしてそれら以外の場合、許可に係る判断基準を明確化した『武器及び武器関連技術に関する輸出管理の指針』を定め、厳正に武器等の輸出を管理した上で個別に輸出の可否を決定する仕組みとする」と。

武器の輸出は認められないとして列挙されたこれら4つは、輸出貿易管理体制が十分に整備されている先進諸国でとられている軍備輸出管理と比較して緩やかなわけではなく、大量破壊兵器等の拡散防止という国際的な協力へ目配りがされている点は評価できる。

しかしながら「ふつうの国」と異なる日本の輸出管理の特殊性は、憲法の平和主義に基づいて武器移転という強力な外交手段をそもそも放棄しているところにあるのである（一「まとめ」参照）。提案されている輸出管理原則は、輸出貿易管理体制が十分に整備されている多国間輸出管理レジームに加盟している供給側先進国一特にアメリカへの武器輸出を解禁するものであり、輸出管理の領域において「ふつうの国」化を目指すものと言える。

ところで提言は「三原則は昭和42年に明らかにされたものであるが、それから35年以上を経過した現在、現代的な意味があり得るのだろうか」と問う

ている。提言が念頭においているのは武器の共同開発が世界的に進展している中で、三原則がこれを阻止しているために現代的状況に不適合なものとなっているという認識にすぎない。しかし軍事・先端民生技術の垣根が低くなっている現代、三原則の想定する枠組みが今なお有効適切であるかどうかの検証は当然に行われるべきであろう。三2でこの問題を取り上げる。

(3) 三原則の例外として—MD 関連品

(1)と(2)で述べてきたように武器の国際共同開発がキーワードとなっている。日本の重工業や航空宇宙産業は弱化しているが、日本の民生技術にはアメリカよりも優れた分野がある。これを取り込み、長期的な覇権を形成しようというアメリカ側の思惑と、アメリカ軍需産業との連携を深めることで世界の動きについてゆき、科学技術による生き残りを目指すという日本側の意図は合致する。そこで国のレベル及び産業界レベルで、連携強化や一体化に向かって大きく舵が切られている¹¹³。

そのような中で、2004年12月10日に発表された細川博之官房長官談話による三原則緩和は下記の通りであった。

武器の輸出管理については、武器輸出三原則等のよって立つ平和国家としての基本理念にかんがみ、今後とも引き続き慎重に対処するとの方針を堅持します。

ただし、弾道ミサイル防衛システムに関する案件については、日米安全保障体制の効果的な運用に寄与し、我が国の安全保障に資するとの観点から、共同で開発・生産を行うこととなった場合には、

¹¹³その一環として三原則緩和が求められているのではあるが、しかしアメリカが他のどの国に対してよりも多くの武器生産技術を日本に移転許可してきているのは、実は三原則の存在ゆえである点は重要であろう。そこで、武器技術の移転拡散を非常に嫌がるアメリカは（たとえば、次の新聞記事参照、「先進軍事技術 移転渋る米、欧州反発」朝日新聞2004年8月26日）、日本が禁輸政策を、「完全になくすこと」には消極的であろうと考えられる。

厳格な管理を行う前提で武器輸出三原則等によらないこととします。

なお、米国との共同開発・生産案件やテロ・海賊対策支援等に資する案件についても新「防衛大綱」の策定の過程で種々問題提起がありました。これらの案件については、今後、国際紛争等の助長を回避するという平和国家としての基本理念に照らし、個別の案件毎に検討の上、結論を得ることとしております。

1983年に対米武器技術供与を三原則の例外とした際には、日米相互防衛援助協定の枠組みが適用されアメリカから第三国への移転に歯止めがかけられていたが(二1(6))、もはやそのようなものはない。MD開発の性質上、第三国移転制限のような制約はつけられないのだろうが、「日本発の武器(技術)が世界に流通することはない」という建前に、但し書きが加えられることになった点は重要である。

また、MD以外の共同開発・生産や、テロ・海賊対策支援は三原則の例外にはされず「個別の案件ごとに検討の上、結論を得る」との扱いとなったが、(1)と(2)で述べてきたように、産業界や自民党国防部会が求めているのは、むしろこちらの方であり、これを足がかりとして武器禁輸政策の一層の形骸化が進展する可能性がある。

しかし、今回なされたのは全面的な政策転換ではなく、例外化はMD関連品のみであり三原則は保持されたため、これが持つ象徴的な意味は維持されている。このことの重要性は高いものとする。

2 汎用品規制問題

最後に汎用品規制問題を考察する。冷戦が終わって一つになった世界で、自由な貿易を維持しながら、尚且つ大量破壊兵器開発に転用可能な汎用品を規制しようという国際的な取り組みがなされており、先端民生技術を有するわが国が平和憲法の下でこれにどう係わってゆくかが、今、問われている。

汎用品規制の問題は、武器輸出三原則の適用対象である、輸出令別表第一

及び外為令別表の1項（武器及び武器技術）の範囲としても問題になりうる。同令2項以下で多くの汎用品が掲げられているが、これらについては取りあえず措いておく。

1項の武器の範囲をめぐっては、当該物資が輸出を禁じられる「武器」にあたるか否かが決定的に重要であるため、三原則が表明された当初から大問題であった。そもそも「武器」とは何なのか。

(1) 「武器」とは

二1でも簡単に触れたように、1976年の政府統一方針は、三原則にいう「武器」を定義づけるために出されたものであった。そこで表された武器の定義は以下の通りである。

二、武器の定義

「武器」という用語は、種々の法令又は行政運用の上において用いられており、その定義については、それぞれの法令等の趣旨によって解釈すべきものであるが、

- (一) 武器輸出三原則における「武器」とは、「軍隊が使用するものであって直接戦闘の用に供されるもの」をいい、具体的には、輸出貿易管理令別表第一の第一九七の項から第二〇五の項までに掲げるもののうちこの定義に相当するものが「武器」である。
- (二) 自衛隊法上の「武器」については、「火器、火薬類、刀剣類その他直接人を殺傷し、又は、武力闘争の手段として物の破壊を目的とする機械、器具、装置等」であると解している。なお、本来的に、火器等を搭載し、そのもの自体が直接人の殺傷又は武力闘争の手段としての物の破壊を目的として行動する護衛艦、戦闘機、戦車のようなものは、右の武器に当たると考える。

そこで輸出令別表第一を見てみることにしよう。統一見解が出された時に

通産省は、三原則の適用される「武器」を明らかにするために、輸出令別表一の該当部分とそれに当てはまる貨物を例示した表を、国会に提出した。表6である。

そもそも1949年の輸出令制定時には、武器の類について別表に「武器又は火薬その他の爆発物」と規定されていただけであったが、1958年の改正で表6のような形式で具体的な品目が挙げられたのだった。そして1991年の改正で記載の方式等が整理され、現在では武器については別表第一の1項から16項までにまとめられている。表7である。表6と表7は、それぞれ内容を対応させてある。

二つの表を比べてみると、内容自体には大した変化がないことが分かる。すなわち1958年時の武器関連品目の骨格が今なお生きているのであり、ハイテク化が進んだ現代の戦争で用いられる武器からすると、古めかしい印象を受ける。武器の現在の姿を反映しているとは言い難いだろう。禁輸対象の武器が、これら初歩的な武器のカテゴリーで良いものなのかは再考すべきものとする。

(2) コントロヴァーシャルな事例

次に軍需品か民生品かの判断が困難で、議論を要する輸出事例を幾つか取り上げる。

①ハンティング・ガン、スポーツ・ガンなどの小型武器

これらは「武器」ではないとされている。日本は三原則を有し小型武器の国際的規制に積極的であるが、“Small Arms Survey 2004”によると、2003年の小型武器輸出額は、世界第9位(約7,000万ドル)であった¹¹⁴。これはハンティング・ガンやスポーツ・ガンなどの輸出額である。

②砂漠仕様の日本車

表6の対象外品目に「トラック、ジープ」として例示されているが、チャド・リビア紛争やイラン・イラク戦争で、砂漠仕様の日本車は砂漠での戦闘

¹¹⁴ GRADUATE INSTITUTE OF INTERNATIONAL STUDIES, SMALL ARMS SURVEY 2004, 99-108. ちなみに輸入額は世界第四位だった。

表6

輸出入貿易管理令		要輸出承認（例示）		対象外品目
別表第一		武器	その他	（例示）
		（軍隊が使用するものであって直接戦闘の用に供するもの）		
197	鉄砲及びこれに用いる鉄砲弾（発光又は発煙のために用いるものを含む）並びにこれらの部分品及び付属品（ライフルスコープを除く）	小銃、機関銃、迫撃砲、高射砲、銃砲弾	猟銃、射撃スポーツ銃、空気銃、捕鯨銃、上記用の銃弾類	
198	爆発物（鉄砲弾を除く）及びこれらを投下し又は発射する装置並びにこれらの部分品及び付属品	手りゅう弾、爆弾、魚雷、ミサイル	産業用ダイナマイト	
199	火薬類（爆発物を除く）	軍用高性能火薬類（TNT等）	産業用ダイナマイト用火薬類、花火	
200	爆発安定剤			
201	軍用車類及びその部分品	戦車、装甲車、自走迫撃砲		トラック、ジープ
201-2	軍用船舶及びその船体並びにこれらの部分品	戦艦、護衛艦、潜水艦、魚雷艇		
201-3	軍用航空機並びにその部分品及び付属品	戦闘機、爆撃機、対潜機	標的機	救難機、輸送機
202	防潜網及び魚雷防御網並びに磁気機雷掃海用の浮揚性電らん	防潜網、魚雷防御網、磁気機雷掃海用浮揚性電らん		
203	装甲板、軍用鉄かぶと並びに防弾衣及びその部分品	装甲板、軍用鉄かぶと、防弾衣		
204	軍用探照燈及びその制御装置	軍用探照燈		
205	軍用の細菌製剤、化学製剤及び放射性製剤並びにこれらの散布、防護、探知又は識別のための装置	軍用細菌製剤、軍用化学製剤、軍用放射性製剤		

出所：櫻川明巧「日本の武器禁輸政策」国際政治108号84頁（『武器移転の研究』）（1995年）88頁、富山和夫「日本の防衛産業」（東洋経済新報社、1979年）170頁。

表7

輸出令別表第一の1項	
項番	項目
1	銃砲若しくはこれに用いる銃砲弾（発光又は発煙のために用いるものを含む。）若しくはこれらの付属品又はこれらの部分品
2	爆発物（銃砲弾を除く。）若しくはこれを投下し、若しくは発射する装置若しくはこれらの付属品又はこれらの部分品
3	火薬類（爆発物を除く。）又は軍用燃料
4	火薬又は爆薬の安定剤
5	指向性エネルギー兵器又はその部分品
6	運動エネルギー兵器（銃砲を除く。）若しくはその発射体又はこれらの部分品
7	軍用車両若しくはその付属品若しくは軍用仮設構又はこれらの部分品
8	軍用船舶若しくはその船体若しくは付属品又はこれらの部分品
9	軍用航空機若しくはその付属品又はこれらの部分品
10	防潜網若しくは魚雷防御網又は磁気機雷掃海用の浮揚性電らん
11	装甲板、軍用ヘルメット若しくは防弾衣又はこれらの部分品
12	軍用探照灯又はその制御装置
13	軍用の細菌製剤、化学製剤若しくは放射性製剤又はこれらの散布、防護、浄化、探知若しくは識別のための装置若しくはその部分品
13の2	軍用の細菌製剤、化学製剤又は放射性製剤の浄化のための化学物質の混合物
14	軍用の化学製剤の探知若しくは識別のための生体高分子若しくはその製造に用いる細胞株又は軍用の化学製剤の浄化若しくは分解のための生体触媒若しくはその製造に必要な遺伝情報を含んでいるベクター、ウイルス若しくは細胞株
15	軍用火薬類の製造設備若しくは試験装置又はこれらの部分品
16	兵器の製造用に特に設計した装置若しくは試験装置又はこれらの部分品若しくは付属品

出所：筆者作成

に不可欠な働きをした。1980年代のチャドにおける戦いが、“TOYOTA War”と呼ばれたことが、その働きを物語っている¹¹⁵。

③浮きドック

石川島播磨重工が、長さ330メートル、幅80メートル、深さ28メートルという、大きな鉄の浮きドックを、ソ連船舶輸入公団に130億円で納入した例がある。これは、米国防総省によって後日批判された。排水量4万トン、垂直離着陸戦闘機など50機を艦載できる、キエフ型空母が、この浮きドックがなければ困難だったという批判である¹¹⁶。

④ヘリコプター

たとえば川崎 BK117は、川崎重工がドイツの MBB 社（現・ユーロコプター社）と共同開発したヘリコプターであるが、戦闘ヘリコプターとは認識されておらず、サウジアラビアなどへも輸出されている。これは「ドイツ政府であれば輸出許可を与えないような契約であった」と言われている¹¹⁷。

⑤磁性材料入り塗料

1981年に、TDK のフェライトという磁性材料入り塗料が、目的の説明なくサンプルとしてアメリカに提供を求められた。もともとは、四国連絡橋が船のレーダーを攪乱しないように電波を吸収してレーダーに映らなくするという、電波障害を防止するために開発された塗料であった。通産省は、これは民生技術として開発された汎用品で、武器輸出三原則の「武器及びその関連品目」にはあたらないという判断をしたが、後の1991年の湾岸戦争などで投入されたステルス攻撃機実用化に、この磁性材料入り塗料は、大きな役割を果たしたとされている¹¹⁸。

⑥ソニー製ビデオカメラ

¹¹⁵ SÖDERBERG, *supra* note 55, at 105, IAN ANTHONY ED., ARMS EXPORT REGULATIONS (1991) 105.

¹¹⁶ 鎌田前掲書（注58）146—149頁。

¹¹⁷ ANTHONY ED., *supra* note 115, at 105.

¹¹⁸ 磁性材料入り塗料がアメリカへ渡った経緯について詳しくは、前田前掲書（注55）58—64頁。

ベトナム戦争時、ソニーのビデオカメラが、いわゆるスマート爆弾の誘導部に使われたのは有名な話である。爆弾の頭部に取り付けて、爆撃機から投下後の落下状況をスクリーンに映し出し、目標へ誘導するというものだった。ソニーは使われると知って納入したのではないが、民間で開発された技術が武器に使われたという事実を、本稿の文脈では強調したい¹¹⁹。

本稿冒頭で紹介した三次元測定機も輸出規制対象の範囲について考えさせる事例であろう。さらに1999年韓国沿岸で座礁した北朝鮮の「ユーゴ級潜水艦」に使われていた電子部品のほとんどが日本製であったこと、また、輸出事例ではないが、日本のロボット技術に、アメリカ国防総省が興味を持っていると言われていることは¹²⁰、軍事と民生の境界の線引きの難しさを示している。

(3) 輸出管理運用の緩和

ここで軍事と民生の区分けの問題につき、IFSECの2002年提言が日本の輸出管理政策に言及している部分に注目する¹²¹。なぜなら輸出管理の運用が緩和されたことにも言及されているためである。

1997年に結成されたIFSECが最初に出した共同宣言（「日米防衛業界の関心事項」）では、日本の輸出管理政策について、武器技術と民生技術の区分が現実在即したものではないとして、これを改善して「より柔軟な運用」がなされるよう提言していた。

この点に関して2002年提言では、「IFSECでは、日本政府が輸出の際に軍用品と民生品の区分けに関して、より現実に即した運用を行うようになったことを評価している（強調、引用者）」と述べて、「これにより、IFSEC共

¹¹⁹前田前掲書（注55）56—57頁。

¹²⁰朝日新聞2004年7月18日。

¹²¹提言はURL<<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2003/005j.html>>で入手可能である。

同宣言で触れられた武器技術と民生技術の区分けに関する問題は解決されつつある」とする。

これは何を意味しているのか。武器禁輸政策の下では、武器（技術）と判断されれば厳しい輸出原則禁止の対象となるが、民生品（技術）と判断されれば、輸出のハードルは低くなる。つまりここでは、汎用品の判定が緩やかになったことを述べているのである。

これは輸出管理運用上で、非常に大きな方針転換と言える。一で見たように、三原則自体は、輸出令別表第一及び外為令別表の1項運用における指針である（一2(1)）。そして、三原則は武器輸出を「慎む」だけで、武器の輸出を禁止しているわけではない（二1(4)）。ただ運用において武器は原則禁輸とされており、これまでは軍事技術と民生技術の判断を厳しく行ってきたのである。しかし1997年から2002年までの間のどこかの時点で、輸出管理運用について、「武器」は引き続き輸出禁止としながらも、「武器」にあたる範囲を狭められたのである。

これは禁輸政策の具体的内容への変化とも捉えられる。このことは、輸出管理がどのように運用されるかによって、実体が大きく変化してしまうという不安定さを三原則が持つことを示しているだろう¹²²。

(4) 検討

軍需専用品と民生品の区別が難しくなっている現代的状況において、何が武器であり禁輸の対象とすべきかという問いは、明快な答えを持たない。現在では軍事、民生両方の先端技術を用いて武器は開発されており、先端民生技術は、軍事技術の側面を有している。したがって、民生技術として開発されたものの武器にも流用可能であるという汎用品が、武器輸出規制問題の中心に踊り出てきているのである。ところが「武器」として開発をしたものではなく、開発にも流用可能な汎用品や技術ならば、輸出令別表一および外為

¹²²なお、二2で示した貿易統計表（表4）からは、このことに関係した変化をはっきりと読み取ることはできないが、今後の動きを注視する必要があるだろう。

令別表の1項には入らず三原則がかからない。

そこで汎用品規制との関係で三原則はその実効性が疑問視されよう。武器輸出三原則のような軍需技術と民生技術が区分けできることを前提とした原則は、通用力を失いつつある状況に入ったという指摘もある¹²³。洗濯機に用いられる周波数変換機が核兵器用の遠心分離器に、テニスラケットの材料に用いられる炭素繊維がミサイルの胴体に、インスタントコーヒーを製造するのに使われる凍結乾燥機が生物兵器の細菌保存にというように、軍需製品にもなりうる民生製品である汎用品は数多く存在する。しかも技術革新により日々さらに転用可能な品目は増えているのであり、潜在的な武器部品や技術は増えるばかりである。これに対して大量破壊兵器等の不拡散が取り組まれている今日では、多国間協調による何らかの規制が必要とされるだろう。

三原則は汎用品規制問題との関係で限界を抱えており、平和憲法の下で汎用品をどのように、そして如何なる基準によって規制してゆくべきかは、新たな課題として考察を必要とするのではないだろうか。この問題へ本稿は具体的な規制方法の提案を用意しているわけではないが、次の点を主張しておきたい。

すなわち、汎用品規制は営業の自由にどこまで制約を加えることが可能かという難しい問題ではあるが、平和憲法に基づいた汎用品規制の指針となるべきは、武器輸出三原則の精神であると思われる。そもそも三原則は、「日本製の武器（技術）の移転により紛争が激化し、人が殺しあうことに加担すべきではない」という内容を理念とするのであり、これは汎用品規制にも妥当するだろう。政府解釈による狭い「武器」カテゴリーだけでなく、輸出入管理の対象である戦略物資及び技術全般に対して、上の理念を指針とすべきではなからうか。「平和主義に基づく汎用品規制とは」という、三原則をより発展的に解釈する必要のある課題の存在を指摘したい。

¹²³ WILLIAM W. KELLER, ARM IN ARM THE POLITICAL ECONOMY OF THE GLOBAL ARMS TRADE (1995) 173, 前田前掲書 (注55) 57-58頁。

まとめ

2では汎用品規制問題について、武器か武器ではないかをメルクマールとする三原則の限界を述べた。しかし禁輸政策を維持すること自体は別の問題である。冷戦後の変化の中で禁輸政策についてはどう考えるべきだろうか。

三原則の実体というよりもむしろ、三原則の存在そのものが有する意味に着目すれば、輸出が禁じられる対象範囲の確定するのが難しいとはいえ、「日本は武器移転という外交カードをそもそも持っていない」ことを示す禁輸政策が持つ意義は大きい。禁輸政策は平和国家の理念がストレートに映し出されているために、広く国民と世界の国々によって支持されている。「三原則は国の宝である」という言い方もなされるが、軍縮外交における働き一つを取り上げてみても(二2)、まさしくその通りではなかろうか。

さらに実際に武器の国際共同開発を強力に阻んでいることから分かるように、軍需専用品の輸出を禁ずる効果は大きい。今後は、汎用品としての性格を有しない完全なる軍需専用品の輸出の可否について判断を求められるケースが、個別案件として多く出てくるであろうが、その際にも、原則として武器の輸出を禁止する禁輸政策は障壁として機能し続けるだろう。

したがって、今まで通り軍需専用品を禁輸することの意味は大きいものとする。ただし、その対象が輸出令別表第一及び外為令別表に掲げる武器の категорияでよいかは別途考察の対象とすべきであろう。

さらに、禁輸政策を経済法である外為法の枠組みでなすことが適切かどうか、問題にされるべきと考える(一参照)。そもそも輸出管理とは、国の安全保障をどう図るかという問題と不可避に結びついているためである。このことを直視することは、今後ますます輸出管理の重要性が増してゆくと考えられるなかで、必要とされるだろう。

おわりに

戦後を通して軍備拡張の圧力の下で、平和憲法と現実との整合性が、常に疑問視されてきた。現在は米軍再編の大きな波の中で、日米同盟はより強固

武器輸出三原則を考える

にされつつあり、産業界レベルにおいても、アメリカ企業等との武器共同開発の模索という新たな段階に入りつつある。

しかしこのような時代だからこそ、憲法の平和主義を具体化するよう展開されてきた様々な施策の意味や意義を確認し、批判的に検討する必要があると考える。われわれが選択してきた具体化の形の積み上げが、日本の平和憲法文化を作り上げているのである。

本稿は武器輸出三原則についてそのような思いからなした、ささやかな試みであることを最後に述べて、ひとまず終えたい。